

(案)

独評発第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣  
小宮山 洋子 殿

独立行政法人評価委員会  
委員長 猿田 亨男

意見書

独立行政法人福祉医療機構の平成23年度に係る独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第38条第1項に規定する財務諸表について、同条第3項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

通則法第38条第1項に規定する財務諸表については、平成24年6月29日付け経経第0629001号のとおり承認することが適当である。

**独立行政法人福祉医療機構の  
平成 23 年度の業務実績の評価結果  
(案)**

平成 24 年 8 月 16 日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1 平成 23 年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 22 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日制定、平成 22 年 5 月 31 日改正同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成 22 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成 23 年 12 月 9 日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成 23 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかねばならない。

こうした中で、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を図るため、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、重要事項に対して迅速かつ的確な経営判断を行っている。また、当該会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示するとともに、組織内のイントラネットを通じて、全職員に配信するなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

また、業務の実態を踏まえ、継続的に業務運営体制を見直すとともに、平成 24 年 4 月の組織改正においては、新たな法人制度に向けた組織体制の整備を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減することを決定している。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、被災された社会福祉施設や医療施設等の復旧・復興を円滑かつ迅速に推進するため必要な資金の融資や優遇措置の実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応、被災地における NPO 等の活動を支援するための助成事業の重点化、退職手当共済掛金及び心身障害者扶養保険事業に係る保険料の納付期限の延長、年金担保貸付・労災年金担保貸付並びに承継年金住宅融資における返済猶予や条件緩和など、福祉医療機構の総力を挙げてさまざまな支援を行っている。

特に、WAM NET に被災地の支援団体等の活動内容や被災地が必要とする支援ニーズ等の情報提供を行うとともに、被災者からのあらゆる問い合わせに答えられるよう各事業部門に専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を開設し、特に福祉貸付及び医療貸付においては、年間を通して被災地での個別融資相談会等を積極的に開催するなど、被災者の声に対し、迅速かつきめ細かに相談に応じられるよう被災地の復旧・復興を支援しており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

さらに、平成 23 年度から監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による検査と平成 17 年度において構築した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）による内部監査を統合したうえで、業務の合規性（旧監査室検査）

及び業務の継続的改善（QMS内部監査）の観点から、全部署に対し内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。

抽出されたリスクあるいはその他のリスクについては、平成21年度中に策定した「リスク対応計画」に基づき適切に対応しており、平成22年度のリスク対応計画に基づくリスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。さらに、平成23年2月に策定した「事業継続計画」（BCP）について、東日本大震災の経験を踏まえ同年11月に見直しを行い、役職員に対し改めて周知するとともに、有効性の検証を含め同計画に基づく訓練を平成24年3月に実施している。

各事業における業務実績を見ると、福祉貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、医療貸付事業についても、福祉貸付事業と同様に、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間を前年度をさらに上回り過去最短となるとともに中期計画の目標値を大きく短縮し、利用者サービスの向上を図っている。また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。

これらを踏まえると、平成23年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2 具体的な評価内容

### (1) 法人全体の業務運営の改善に関する措置について

#### ① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

福祉医療機構の経営理念である民間活動応援宣言の具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を推進していることが認められる。

具体的な取組みとしては、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うとともに、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示し、同時に組織内のイントラネットを通じて、全職員に対して発信し、業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。また、同会議については、平成23年度よりトップダウン方式とボトムアップ方式の月2回開催に見直し、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図っている。

特に、東日本大震災への対応については、同会議において、東日本大震災からの復

旧・復興への支援策の検討等を的確に行うとともに、更なる迅速な対応を図るため、新たに「役員連絡会」を立ち上げ、同連絡会を毎週開催するなど、組織内での情報の共有化や問題意識の統一を徹底し、平成23年8月には、理事長の指示に基づき、関係部からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を設置し、他の関係機関の動向把握や「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」への対応等について検討を実施するなど、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

また、平成23年4月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、管理部門の統合・再編、業務管理課の廃止等により、管理職ポストを大幅に削減（部長ポスト▲2名、次長ポスト▲1名、課長ポスト▲2名）するとともに、顧客等のサポート体制の強化を図るため、管理部と経営支援室を統合するなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進しており、さらに、平成24年4月の組織改正においては、新たな法人制度に向けた組織体制の整備を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減（課長ポスト▲2名）することを決定している。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

## ② 業務管理とリスク管理の充実

平成23年度から監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による検査とQMSによる内部監査を統合したうえで、業務の合規性（旧監査室検査）及び業務の継続的改善（QMS内部監査）の観点から、全部署に対し内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。また、ISO9001 認証機関による定期審査を受審した結果、指摘事項はなく「QMSの運用は十分に高い適合性を維持している。」との高い評価を受けている。

さらに、職員からの業務改善活動を推進するため、職員意見箱制度と改善アイデア提案制度を「意見提案箱」として統合するとともに、職員からの意見・提案がより経営陣に届くように制度を改め、職員の意識改革・意欲の向上を図っている。

福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成23年11月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。

なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に「事業継続計画」について、東日本大震災の経験を踏まえ同年11月に見直しを行い、役職員に対し改めて周知するとともに、有効性の検証を含め同計画に基づく訓練を平成24年3月に実施した。

以上のように、監査機能の高度化及び効率化を図った内部監査により継続的な改善活動等を更に推進するとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## (2) 業務運営の効率化に関する措置について

### ① 業務・システムの効率化と情報化の推進

WAMNETについては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）を踏まえ、平成23年4月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当

するワムネットプラスの掲載を廃止するとともに、平成 23 年 7 月に改定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成 23 年 12 月に次期システムに係る設計・開発事業者を選定し、次期システムの構築に着手した。また、業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達にあたって、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定するなど、安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成している。これにより、安定した質の高い業務を実現可能な事業者を選定するとともに、更なるコストの縮減（約▲10 百万円）を図ることができている。

さらに、情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るため、外部研修を 19 回受講するとともに、福祉医療機構の職員の IT スキル向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を 21 回（受講者 119 名）実施し、当該業務に必要な IT に関する技能の向上を図っている。

以上のように、業務・システム最適化計画を着実に推進し、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## ② 経費の節減

一般管理費等の節減については、事務所賃料や印刷費、電気使用料等を削減するとともに、前年度に引き続き、システム関連経費の抑制等により、平成 23 年度予算（平成 19 年度予算と比べて 19.5% 縮減）の縮減幅を上回る 23.2% の額を節減している。

人件費の削減については、組織のスリム化、常勤職員数の抑制により、平成 17 年度との比較で 14.5% 削減するとともに、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その結果と今後講ずる措置を福祉医療機構のホームページ上で適切に公表している。

なお、福祉医療機構の給与水準（ラスパイレス指数（地域・学歴勘案））が 101.5 ポイントと国に比べて若干高くなっていることについては、管理職比率が高いこと及び民間の金融部門における給与実態を勘案していることといった定量的な理由に基づくものであるが、管理職比率の高さについては、平成 23 年度において部長ポストを 2 つ、次長ポストを 1 つ、課長ポストを 2 つ削減し、さらに、平成 24 年度において課長ポストを 2 つ削減するなどの取組みを図っている。引き続き適正水準に向けた取組みを期待する。

さらに、随意契約の適正化については、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）に基づく取組みを着実に実施し、競争性のない随意契約を平成 23 年度において 6 件にまで減少し、計画を達成することができている。また、福祉医療機構のホームページに公表している「「1 者応札・1 者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを行い、引き続き、競争性、透明性の一層の確保を図っている。さらに、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成 24 年 2 月に開催し、契約について点検を受けるなど、より一層の競争性、透明性の確保を図っていることが認められる。

以上のように、一般管理費等について予算の縮減幅を大幅に上回る節減を実施するとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約の適正化を着実に実施するなど、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## (3) 業務の質の向上に関する措置について

### ① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成 22 年度に引き続き、国の推進する介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業の支援として特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施（550 件 189,218 百万円）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（483 件、31,262 百万円）して

いる。その結果、平成 23 年度における審査件数は 1,494 件となり、平成 22 年度実績 (1,432 件) を上回る資金需要に応えるとともに、貸付契約額及び資金交付額にあっては過去最高額を更新するなど、ここ数年増え続けている利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、平成 23 年度からお客さまからの要望が多かった特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに係る償還期間の延長、木造の耐火建築物及びエネルギー効率の高い設備備品に係る融資率の優遇等を開始し、さらに、施設整備の融資相談等の充実に努め、特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の初期段階から相談を受け、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的な支援・助言を行うとともに、平成 23 年 4 月より、借入申込書及び付属提出書類について、様式の一元化、補助協議書等法人公表資料の活用などにより大幅 (30%以上) に縮減するなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災した社会福祉施設等に対しては、国における平成 23 年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図り、また、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線 (フリーダイヤル) による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施することで被災施設等の復旧・復興を支援している。さらに、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行い、迅速な対応により審査を実施している。(108 件 7,617 百万円)

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

## ② 福祉医療貸付事業 (医療貸付事業)

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成 22 年度に引き続き、国の推進する耐震化整備事業の支援として、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、優遇融資を実施 (62 件 113,949 百万円) するとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施 (53 件 4,459 百万円) している。その結果、平成 23 年度における審査件数は 641 件となり、平成 22 年度実績 (393 件) を大幅に上回り、貸付契約額及び資金交付額についても前年度を超えるなど増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援している。

また、平成 23 年度からお客さまからの要望があった病院及び介護老人保健施設に対する償還期間の延長の優遇措置を講じ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。さらに、施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国 7 ブロックで計 14 回開催するとともに、事業計画検討中の者に対し直接に出向き、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、借入申込前の利用者に対するサービスの向上を図っている。審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災した医療施設等に対しては、国

における平成 23 年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。また、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行い、迅速な対応により審査を実施している。（412 施設 21,266 百万円）

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

### ③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

平成 23 年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については 2.44%となり、中期目標期間における目標 1.56%は達成できなかったものの、平成 22 年度末におけるリスク管理債権比率と比較すると 0.23%減少している。

この主な要因としては、元金の償還方法を従来の年賦償還又は 3 ヶ月賦償還から月賦償還への誘導を徹底することにより、貸付先の経営状況の早期把握が可能になっていること、財務状況が厳しい貸付先等に対する実地調査を積極的に実施し、経営状況の把握や経営に関するアドバイスを行っていること、また、実地調査後には、審査・契約部門の担当者を含めた報告会を行い、今後の審査や契約業務へ反映させた PDCA サイクルを取り入れていることなどを通じて、リスク管理債権化の未然防止に努めていることがあげられる。

なお、東日本大震災に伴い返済猶予した貸付に相当するリスク管理債権比率（0.72%）を含めると 3.16%となるが、福祉医療機構としては、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するため、被災地域に社会福祉施設及び医療施設等を有する貸付先（1,998 件）に対して、当面 6 か月の元利金の返済猶予に関する案内を発出し、連絡の取れない貸付先等に対しては、理事長以下役職員が現地を訪問のうえ、被災状況や返済猶予希望等の把握を行うとともに、福祉貸付部及び医療貸付部が実施した被災地における災害復旧資金の融資相談会に合わせて、既往貸付金の返済に関する個別相談を実施するなど、積極的な支援を実施している。

昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、平成 21 年度以降、診療報酬及び介護報酬がプラス改正されたことにより、経営面の環境の変化が期待されるものの、それ以前における度重なる診療報酬及び介護報酬のマイナス改定や医療制度改革等の影響を受け、厳しい経営環境が続いている。

引き続き、福祉医療機構においては、福祉医療施設を取り巻く厳しい環境が続く中で、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。

### ④ 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、福祉医療機構からの情報発信を強化するため、機構役職員の登壇の機会を増やすとともに、貸付先の実践事例紹介を増やすなど、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供した結果、延べ受講者数は 3,152 人となり、年度計画の目標値（2,070 人）を上回る実績をあげている。また、セミナーに対する満足度指標も 73.4 ポイントとなり、中期計画の目標値（65 ポイント）を上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供していると認められる。

個別経営診断については、効果的な PR 活動等を実施した結果、診断件数は 575 件

となり、年度計画の目標値（280 件）を大きく上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援している。なお、平成 23 年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した 135 施設の診断先のうち、131 施設（97.0%）から「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得ることができ、的確な診断が実施されていると認められる。

さらに、平成 23 年度から簡易経営診断のメニューとして保育所を追加するとともに、福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のシステムを構築し、平成 24 年度からの利用開始に向けた準備を行うなど、利用者サービスの向上に努めている。

なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づき、福祉医療機構のセミナーについては、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、福祉医療機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、福祉医療機構の貸付事業と密接に連携し独自性が発揮できるように内容を組み替え、また、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及するための具体的な手法等を検討するとしたことから、民間事業者が、どのような病院・医療経営指導のノウハウを必要としているかを把握するため、民間金融機関（13 行）に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告として取りまとめ、平成 24 年度の試行に向けた準備を行っている。

以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## ⑤ 社会福祉振興助成事業

当該事業における助成事業の募集については、平成 22 年度から新たに国庫補助による助成事業（社会福祉振興助成事業）となり、平成 23 年度についてはさらにこの新たな仕組みを効率的に定着させ、制度の利用にあたって利便の低下のないよう考慮しつつ、被災地支援など直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや重点助成分野を国と協議し、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、児童虐待防止、貧困対策など、国として行うべきものに限定したうえで募集要領等に明記するとともに、公表している。

また、募集に際しては、平成 23 年 9 月に配信を開始した助成事業メールマガジン（「WAM 助成通信」・登録者数約 2,200 人）の活用や各種メディアなどの協力を要請し、可能な限り経費をかけず即時性のある情報発信を行っている。

被災地支援に係る事業については、被災地の状況を現地で把握し、発災直後の救命期の後に必要となる NPO やボランティアなどによる中長期的な支援活動を支えるため、国と協議したうえで、平成 23 年 6 月 1 日～7 月 15 日にあらためて「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点的に支援するための 2 次募集を実施し、104 件、471 百万円の助成を実施している。さらに平成 24 年度分助成事業の募集においては、被災地域の状況やニーズを踏まえ、NPO 等が様々な団体等と連携・協働して、地域・コミュニティ主体の復旧・復興に取り組む活動に対して引き続き重点的に支援することとし、81 件、518 百万円を採択している。これらの支援については、職員が積極的に現地に赴き、被災地域の状況やニーズを把握し、被災県の NPO センター、連携復興センター、ボランティアセンターなどと協議してあらためて協力関係を構築するとともに、被災地支援のあり方や方向性、地元との連携・協働の重要性やその方法などについて議論するシンポジウムを開催することなどを通して、単に助成金を配分するだけでなく、多面的な支援を行っている。

なお、助成事業の審査、採択については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査項目及び審査基準を見直した新たな選定方針を策定

し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、選定方針を福祉医療機構ホームページにおいて公表したうえで、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査、採択することができている。

助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価手法により重層的な総合評価を行い、その結果を助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させるとともに、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価コメントを各助成先団体に対してフィードバックしている。

また、助成事業の成果（効果）については、平成 23 年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち 91.1%あったとの回答を得ることができている。また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、94.5%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができている。

さらに、民間福祉団体による事業効果の高い優れた取組みを広く社会に啓発・普及するため、全国 3 か所で事業効果の高かった助成事業を紹介する助成事業報告会を開催したほか、東日本大震災の被災地支援に関して、今後、中・長期的に必要なとされる NPO などによる被災地支援のあり方や方向性、特に地元との連携・協働の重要性やその方法などについて提案することを目的として、東日本大震災復興対策本部の職員による講演及び現地で活動する助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告しディスカッションするシンポジウムを開催している。なお、当日の様子は、NHK ニュースで紹介されるなど、広くその内容が周知されるとともに、95.4%の参加者から「良かった」との回答を得ている。

以上のように、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度の P D C A サイクルが機能しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。

## ⑥ 退職手当共済事業

当該事業については、利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の更なる短縮を図るため、事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行うなどの改善を図った結果、平均処理期間が 35.4 日となり、中期計画の目標値 75 日を大幅（39.6 日短縮）に上回る実績をあげている。

また、平成 19 年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めている。その結果、利用率は 83% と非常に高い水準となるとともに、利用者アンケート調査において、90% の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。利用者の手続き面での事務負担を軽減するとともに、届出書類の不備も大幅に減少しており、福祉医療機構の事務の効率化も実現していることが認められる。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災された共済契約者に対しては、専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、被災された地域の 348 法人に連絡をとり、うち要望のあった 21 法人に対し、掛金納付期限の延長を認める措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のとおり、利用者サービスの向上を図るとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができていると評価し、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

## ⑦ 心身障害者扶養保険事業

当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成 23 年 9 月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成 22 年度決算を踏まえた財務状況を検証し、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表している。

心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、年 2.52%の運用利回りとなり概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保している。

しかし、平成 23 年度の運用実績が厚生労働大臣が指示する運用利回り（年 2.80%）を確保することができなかったこと、また、年金受給者が増加したこと等に伴う年金債務（年金の現価相当額）の増加及び責任準備金の算定に係る基礎数値の一部について、より合理的な数値としたことによって、心身障害者扶養保険責任準備金が増加した影響等により、年金資産額の増加が責任準備金の増加を下回ることとなったため、平成 23 年度末における繰越欠損金については、約 132 億円となり、前年度に比べ約 22 億円増加している。

なお、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいですが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを求める。

## ⑧ 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）

当該事業については、見直しの基本方針に基づき、平成 23 年 4 月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止したことに伴い、年間のヒット件数は 2 億 12 万件となり、前年度（2 億 4,334 万件）より減少したものの年度計画に定められた目標（1 億 9,000 万件）を達成しており、また、利用機関登録数については、電子報告システムの利用者が増加した影響等により、年度計画に定めた目標値である 83,000 件を上回る 85,574 件を確保し、さらに、満足度指数は 91.2%と高い水準を維持するなど、幅広い利用者に対して有益な情報を提供していることが認められる。なお、行政資料については、利用者の利便性に配慮し、厚生労働省のホームページへリンクする方法で引き続き情報提供を行っている。

東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与している。

以上のように、提供する情報の質の向上を図ることにより、利用者の利便性の向上を実現しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、WAMNETについては、業務・システム最適化計画に基づき、平成 24 年秋から次期システムが稼働するとのことであるが、引き続き、厚生労働省とも調整を図りつつ、提供する情報の更なる質の向上とコストの削減に取り組んでいただくことを期待する。

## ⑨ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、見直しの基本方針に基づき、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう、厚生労働省及び関係団体等と協議、調整を行い、平成 23 年 12 月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施している。

また、平成 22 年 2 月に導入した返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する貸付条件変更については、年間 2,179 件（東日本大震災による貸付条件変更 195 件を除く。）

の変更承認を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与している。

さらに、多重債務に陥っている又は陥る可能性が高いと思われる借入申込者に対し、引き続き、法テラス、各地域の消費生活センター等の専門相談機関への相談を勧奨するため、今回の制度取扱変更にあわせて、借入申込書類を改正し、新たに注意を促すためのごあんないを追加している。

平成 23 年度の貸付金利の設定にあたっては、独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより当期総利益を確保し、安定的で効率的な業務運営を図ることができている。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災された利用者に対しては、平成 23 年 4 月の返済分を一律猶予するなどの対応を図るとともに、専用のフリーダイヤルによる特別相談窓口を設けるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

なお、当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において検討を行うこととされているが、福祉医療機構においては、平成 23 年 12 月からの制度取扱変更後の実施状況を把握し、国において行われる検討作業の基礎資料を提供するための、協議を国と行っている。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

#### ⑩ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、その回収金が国への納付により将来の年金給付の財源となることを踏まえ、貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時実施するなど、適切な債権管理を図っている。また、平成 21 年 12 月に施行された中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）の趣旨を踏まえ、ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）を図るなど、延滞債権の発生の抑制に努めていることが認められる。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災された利用者に対しては、返済相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る元利金の返済猶予等、250 件の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

#### (4) 財務内容の改善等について

平成 23 年度においては、一般勘定及び保険勘定において、当期損失を計上しているところであるが、発生要因等の分析が行われており、その理由も妥当なものであると認められる。一般管理費、人件費及び業務経費の節減については、平成 23 年度予算の縮減幅を上回る額を節減している。また、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入を確保している。

さらに、財投機関債の発行については、I R（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（37 件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件により円滑な資金調達を行っている。

保有資産の見直しについては、千里山田宿舎及び公庫総合運動場を平成 23 年度中に国庫納付（現物納付）することができたが、宝塚宿舎及び川西宿舎においては、近隣住民との境界確定協議が整わなかったため、現物納付が不可能となり急ぎよ金銭納付を行う

こととし、平成 24 年 3 月 23 日に一般競争入札を行った結果、落札決定し、平成 24 年 5 月には売却代金の決済を行い、速やかに国庫納付する予定であり、独立行政法人整理合理化計画の指摘に基づき適切な対応を図っている。また、その他の保有する資産である東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、平成 24 年度中における入居者の退去を促すための入居者に対する説明会を実施するなど、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付するための手続きを進めていることが認められる。

以上のように、一般管理費等の節減、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## **(5) その他業務運営に関する措置について**

人事評価制度の適正な運用については、評価結果を昇給等に反映させるとともに、職務への一層の精励を推進するため、平成 23 年 6 月期の賞与より、人事評価結果の反映の更なる拡大を図っている。また、人材の育成については、福祉・医療・金融分野における第一線の専門家等を招いて 13 回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施している。さらに、人員に関する指標については、平成 23 年度末の常勤職員数は 249 人（再雇用職員 3 人を含む。）、期初の常勤職員数（299 人）の 83.3%となり、中期計画（期初の常勤職員数の 100%以内）を達成している。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## **(6) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について**

### **① 財務状況について**

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、保険勘定における繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きい。当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを期待する。また、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うべきである。

### **② 保有資産の管理・運用等について**

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、現在、福祉医療機構が保有している職員宿舎については、見直しの基本方針に基づき、着実に国庫納付又はその手続きを進めていくことを期待する。

また、運営費交付金債務と欠損金等との相殺に着目した洗い出し状況については、福祉医療機構の保険勘定において、第 1 期中期目標期間終了時点で 520 千円の運営費交付金債務を精算のために収益に振り替えたが、同勘定ではその額を上回る欠損金が発生していたため、結果として繰越欠損金を計上し、当該精算収益化額に相当する額について国庫納付しない整理となった。その後、会計検査院の平成 22 年度決算検査報告において、運営費交付金を精算収益化したにもかかわらず、勘定全体で繰越欠損金が生じている場合について、「精算収益化額が不要財産であるか否かを検討し、不要財産であると認められた場合には国庫納付する必要があると認められる」とされ、平成 24 年 1 月には、総務省行政管理局から発出されている「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」が、これに関連して一部改正されたことから、当該保険勘定の精算収益化額（520 千円）について、不要財産であるか否かの検討を行った上

で、平成 23 年度において不要財産の国庫納付の申請を行っていることから、当委員会としては今後の対応状況について注視していくこととする。

### ③ 組織体制・人件費管理について

上記(2)の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、引き続き、国の給与改定状況等を注視しつつ、必要に応じた措置を適宜講じることにより、ホームページに公表しているとおり、平成 24 年度(平成 25 年度公表)における年齢・学歴差等を勘案した対国家公務員指数を概ね 100 ポイントとするよう努めていくことを期待する。

また、厚生労働大臣からの労使負担割合の見直しに係る要請を踏まえ、加入する健康保険組合に対し要請を行ってきたところであるが、平成 23 年 12 月に開催された健康保険組合会において、被保険者負担分の保険料率を平成 24 年度から 3 年間段階的に引き上げ、労使折半とすることが決定していることから、当委員会としては、今後の同決定の実施状況について注視していくこととする。

### ④ 事業費の冗費の点検について

上記(2)の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、今後とも、事業費等の点検・見直しを継続的に行い、事務・事業の効率化を推進していくことを期待する。

### ⑤ 契約について

上記(2)の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、平成 23 年度においても、随意契約によるものを再委託している案件が 1 件ある。この案件は福祉医療貸付事業に係る A L M システムの運用支援を民間金融機関に委託したものであるが、再委託の内容は、受託者である民間金融機関が同システムの堅牢性をより高めるため、外部専門家(システム開発業者)にその運用を再委託したものであり、適切なものと認められる。

また、契約に当たっては、総務及び経理担当役員等に監事をオブザーバーとして加えた「契約審査会」を設け、同審査会において契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けるなど、その競争性、透明性等の確保に努めている。今後とも一層の競争性の確保に取り組むことを期待する。

さらに、公益法人等への会費等の支出については、平成 23 年度は、該当 4 件、平成 24 年度廃止 2 件、廃止が困難なもの 2 件という状況であるが、平成 24 年度以降においては、平成 24 年 3 月 23 日付け「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」

(行政改革実行本部決定)の見直し方針に基づき、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう、当委員会としても、その対応状況を注視していく。

### ⑥ 内部統制について

福祉医療機構における内部統制の整備に関しては、理事長を中心として、積極的な取り組みが行われていることが認められる。

具体的には、理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場において、「お客さま目線と組織の健全性」という二つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、福祉と医療の民間活動を支援するという社会的使命を果たすために、主体的に業務を邁進するよう指示がなされている。年度初めの経営企画会議においては、理事長から役員・幹部職員に対して、「進発・経営企画会議理事長示達」と題して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。また、毎月の経営企画会議において、理事長所感(理事長の経営姿勢や考え方等)を役員・

幹部職員に対して口述し、同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。さらに、東日本大震災等への対応について更なる迅速かつ的確な対応を図ることを目的に新たに設置した役員連絡会を毎週開催し、組織内での情報の共有化・問題意識の統一を徹底するなど、理事長の意向が組織運営にいち早く反映できる統制環境が整備されていると認められる。

また、平成23年度より経営企画会議については、これまで月1回開催していたところであるが、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図るため、トップダウン方式とボトムアップ方式の双方向による会議を月2回開催に見直し、効率的かつ効果的な運営を実施したほか、理事長の指示に基づき、東日本大震災に係る被災地域の福祉施設及び医療施設の復旧・復興に関する支援策を提案するため、関係部等からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を平成23年8月に設置するなど、理事長のリーダーシップが強く発揮されていることが認められる。

平成23年度においては、平成22年度のリスク対応計画に基づくリスク管理の自己評価を実施し、評価結果を取りまとめ、リスク対応計画の是正・改善を行い、福祉医療機構が抱えるリスクに対して、全役職員が参加する仕組みを構築しており、さらに、金融庁検査の導入に向け、ガバナンスの更なる高度化を目指し、リスク管理態勢にかかる体制整備を構築する準備を行っている。

各事業における業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を経営企画会議において管理するとともに、監事又は監査室による監査報告等について役員会で把握・検証を行っている。また、厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会で評価・指摘された問題点等について、役員会及び経営企画会議で把握・検証を行い、統制環境の改善を図っていることが認められる。なお、監事監査にあたっては、監事監査計画の重点監査項目の1項目として、内部統制の整備（機能・有効性）をあげて監査を行っており、内部統制・ガバナンス強化等において、理事長としてのマネジメントが十分に発揮していることを確認している。

また、社会福祉振興助成事業において、業務の達成状況を客観的に評価できる数値目標（いわゆるアウトカム指標）を積極的に追加するなど、事業の成果をよりわかりやすい形で示すための取組みがされており、他の事業における業績測定のための尺度についても、おおむね妥当であったと認められる。

なお、内部統制の整備を通じて、役職員が組織全体のリスクの把握に取り組むこととなった結果、自らの職務だけではなく、他の職務に対する意識が高まることとなり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上を図っていると高く評価する。

今後とも、内部統制の有効性を更に高め、組織一丸となって福祉医療機構の役割を効果的に果たすため、業務を遂行されることを期待する。

#### ⑦ 事務・事業の見直し等について

福祉医療機構においては、見直しの基本方針、行政刷新会議における事業仕分け、厚生労働省省内事業仕分け及び会計検査院による決算検査報告等において指摘された事項等に対して、適切に対応していることが認められる。

今後とも国民のニーズを把握した上で、更なる利用者サービスの向上に努めることを期待する。

#### ⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ **国民からの意見募集について**

当委員会では、評価の実施に当たり、平成24年7月17日から7月31日までの間、福祉医療機構の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ意見は寄せられなかった。

# 福祉医療機構業務実績 暫定評価シート説明用資料



独立行政法人福祉医療機構  
Welfare And Medical Service Agency

## ◆ 目 次 ◆

評 価 項 目	ページ	暫 定 評 価 期 間				暫定評価
		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1	A (4.12)	A (4.16)	S (5.00)	S (4.71)	S (4.50)
2 業務管理（リスク管理）の充実	3	A (4.00)	A (3.83)	S (4.50)	A (4.42)	A (4.19)
3 業務・システムの効率化と情報化の推進	4	A (3.62)	A (3.83)	A (4.00)	A (3.71)	A (3.79)
4 経費の節減	5	A (3.87)	A (3.83)	A (4.00)	A (3.85)	A (3.89)
5 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	6	A (3.87)	A (4.00)	S (4.66)	S (4.57)	A (4.28)
6 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	7	A (3.75)	S (4.50)	S (4.66)	S (4.57)	A (4.37)
7 福祉医療貸付事業（債権管理）	8	B (3.00)	B (3.16)	B (3.16)	B (3.14)	B (3.12)
8 福祉医療経営指導事業	9	A (4.00)	A (3.83)	A (4.00)	A (4.00)	A (3.96)
9 社会福祉振興助成事業	10	A (3.87)	A (3.91)	A (4.00)	A (3.85)	A (3.91)
10 退職手当共済事業	11	S (4.62)	S (4.66)	S (4.50)	S (4.85)	S (4.66)
11 心身障害者扶養保険事業	12	B (3.00)	B (3.16)	B (3.16)	B (3.00)	B (3.08)
12 福祉保健医療情報サービス事業 （WAMNET事業）	13	B (3.25)	A (3.66)	A (3.83)	A (4.00)	A (3.69)
13 年金担保貸付事業 及び労災年金担保貸付事業	14	A (3.62)	A (3.83)	A (4.00)	A (3.71)	A (3.79)
14 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 及び承継教育資金貸付けあっせん業務	15	A (3.62)	A (3.83)	A (4.00)	A (3.85)	A (3.83)
15 財務内容の改善に関する事項	16	A (3.87)	A (3.83)	A (4.00)	A (3.71)	A (3.85)
16 人事に関する事項	17	A (4.00)	A (3.83)	A (4.00)	A (4.00)	A (3.96)

# 評価項目1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

評価シート  
P1~P3

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	A (4.12)	A (4.16)	S (5.00)	S (4.71)	S (4.50)

## ■ 組織のスリム化等

◀業務運営体制の整備▶

平成20年度	平成21年度
◆福祉医療経営指導業務の充実強化を図るため経営支援室を新設	◆経営理念の具体化に向けて民間活動応援本部を立上げ ◆監査機能の強化を図るため監査室部門を理事長直属化
平成22年度	平成23年度
◆理事の削減 ◆業務の効率化を図るため年金貸付部及び大阪支店を再編	◆組織のスリム化を図るため管理部門の統合・再編 ◆顧客サポート体制の強化を図るため管理部と経営支援室を統合

◀組織のスリム化▶

区分	理事	部長	次長	課長	合計
平成20年度				▲4	▲4
平成21年度				▲1	▲1
平成22年度	▲1			▲2	▲3
平成23年度		▲2	▲1	▲2	▲5
合計	▲1	▲2	▲1	▲9	▲13

## ■ トップマネジメント機能の強化

— 経営企画会議（平成15年10月設置） —  
◀トップマネジメントを強力に補佐し、業務運営の効率化を図る▶

### 重要事項への取組み

平成20年度	平成21年度
◆経営理念「民間活動応援宣言」の策定 ◆リスク管理債権の発生要因の分析・検証 14回開催	◆平成21年度補正予算対応の検討 ◆民間活動応援本部の活動報告 14回開催
平成22年度	平成23年度
◆事業仕分けを踏まえた機構改革案の検討 ◆お客さまの声制度の検討・実施 16回開催	◆月2回開催に見直し 23回開催 ◆役員連絡会の立ち上げ 東日本大震災への対応 49回開催
重要事項への取組み QMSに基づき定期的に業務の進捗・プロセスを監視	理事長所感 理事長の経営姿勢や考え方を役職員に周知徹底

1

WAM 独立行政法人福祉医療機構

## ■ 業務間の連携強化

平成20年度

- 組織横断的な4つのプロジェクトチーム立上げ
- リスク管理債権発生要因解析作業チーム立上げ 等

平成21年度

- 民間活動応援宣言の具体化に向けて、多岐にわたる事業を横断的に総括する民間活動応援本部を設置 等

平成22年度

- 事業間連携強化プロジェクトチーム及び働きがいのある職場づくりプロジェクトチームを立上げ
- 東日本大震災へ対応するため各事業部門に特別相談窓口を設置 等

平成23年度

- 貸付関係部からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」の設置
- 貸付関係部合同による被災地での個別相談会の実施
- ガバナンスの更なる高度化のため金融庁検査準備室の設置を決定 等

## ■ 民間活動応援宣言

民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を目指すことにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

**福祉と医療の民間活動を応援します！**

6つのポイント

① 民間では対応が困難な政策金融やNPOへの助成などにより、福祉と医療の向上を目指します。	④ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。
② 機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援します。	⑤ 公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性を確保します。
③ コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を行います。	⑥ 強く明るく職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を目指します。

2

WAM 独立行政法人福祉医療機構

## 評価項目2 業務管理（リスク管理）の充実

評価シート  
P4~P5

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	A (4.00)	A (3.83)	S (4.50)	A (4.42)	A (4.19)

### 品質マネジメントシステム（QMS）の運用等

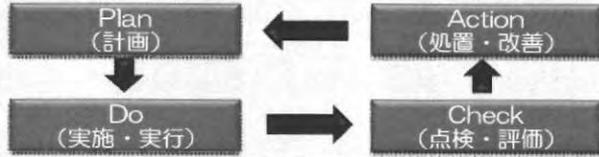
「ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（QMS）の運用」

H23.2審査登録機関による更新審査、H24.2定期審査において「QMSの運用は十分に高い適合性を維持している。」との高い評価（※平成17年度認証取得）

### 品質マネジメントシステム（QMS）

顧客満足の向上を目指し、提供するサービス等の品質に関し、その提供プロセスを管理された状態に置くための経営管理の仕組み

PDCAサイクルにより継続的改善を推進し、お客さまへ良質なサービスを提供

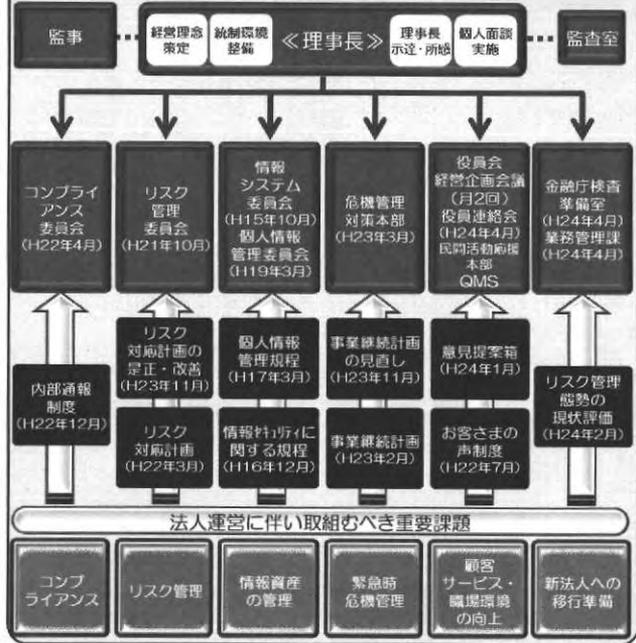


### 内部監査（統合監査）の実施について

平成23年度に監査機能の高度化を図るため、監査室（業務の合规性）による検査とQMS内部監査（業務の継続的改善）を統合し、全部署に対し内部監査（統合監査）を実施した。

### ガバナンス態勢の強化

「福祉医療機構における内部統制」



3

WAM 独立行政法人福祉医療機構

## 評価項目3 業務・システムの効率化と情報化の推進

評価シート  
P6~P7

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	A (3.62)	A (3.83)	A (4.00)	A (3.71)	A (3.79)

### 業務・システム最適化計画に基づく効率化等

業務・システム最適化計画（平成23年7月改定）

計画に基づき  
経費節減・契約見直し等

各種の最適化対象システムにおける取組状況例

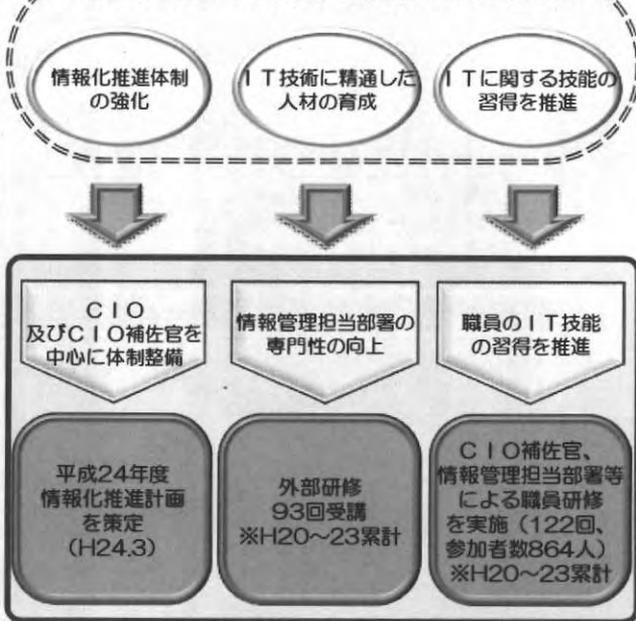
福祉医療貸付事業	「業務システム最適化計画」に基づき、業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の削減及び随意契約の見直し等を実施
福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET）	
退職手当共済事業	
承継年金住宅融資等債権管理回収業務	
年金担保貸付事業	

### 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET）

- 「見直しの基本方針※」を踏まえ、平成23年4月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するWAMNETプラスの掲載を廃止
  - 「業務システム最適化計画」に基づき、平成23年12月に次期システムに係る設計・開発業者を選定し、次期システム構築に着手
- ※独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

### 情報化推進体制の強化等

◆情報化の進展により変化する諸環境への対応が必要◆



4

WAM 独立行政法人福祉医療機構

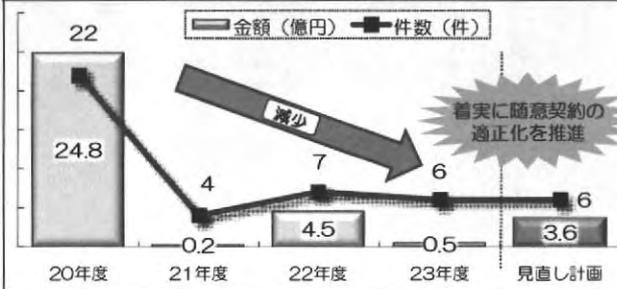
## 評価項目4 経費の節減

評価シート  
P8~P10

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	A (3.87)	A (3.83)	A (4.00)	A (3.85)	A (3.89)

### ■ 随意契約の適正化

競争性のない随意契約実績の推移



#### 《実績》

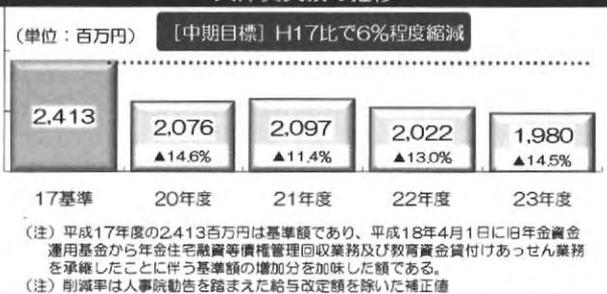
区分	競争性のある契約		競争性のない随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成20年度	56件	21.1億円	22件	24.8億円	78件	46.0億円
平成21年度	58件	37.6億円	4件	0.2億円	62件	37.9億円
平成22年度	42件	11.7億円	7件	4.5億円	49件	16.2億円
平成23年度	44件	7.8億円	6件	0.5億円	50件	8.4億円

### ■ 一般管理費等の節減及び人件費の削減

一般管理費等の節減実績の推移



人件費実績の推移



5

WAM 独立行政法人福祉医療機構

## 評価項目5 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

評価シート  
P11~P14

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	A (3.87)	A (4.00)	S (4.66)	S (4.57)	A (4.28)

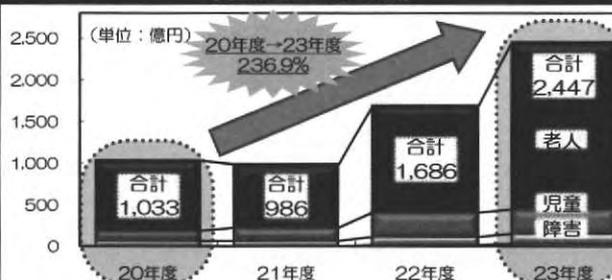
### ■ 福祉貸付事業に係る政策適合性

WAM 国の福祉政策に即して福祉の基盤整備を支援

福祉、介護サービスを安定的に提供する基盤整備

東日本大震災への対応	復旧・復興のための融資を迅速かつきめ細かくに対応 ☞ 融資率の引上げ、償還期間の延長等
介護基盤の緊急整備	介護サービス基盤の整備を推進 ☞ 融資率の引上げ、貸付利率の引下げ
保育所等の整備	保育所・放課後学童クラブの整備を推進 ☞ 融資率の引上げ
耐震化整備	社会福祉施設の耐震化を推進 ☞ 融資率の引上げ、貸付利率の引下げ

貸付契約状況の推移



### ■ 審査・資金交付業務の事務処理期間短縮

審査処理期間の推移（20~23年度）



資金交付処理期間については、6,143件すべてにおいて、請求後15営業日以内に資金交付を実施（20~23年度累計）

### ■ 利用者サービスの向上

平成20年度	平成21年度
◆ 保育所の借入申込書類の大幅な減量化及び事務の迅速化	◆ 事業計画早期の融資相談 ◆ 「融資のポイント（ガイドライン）」公表
平成22年度	平成23年度
◆ ユニット型特養の実態調査結果を公表 ◆ 個人保証の免除制度の創設	◆ 認知症GH等の実態調査結果を公表 ◆ 借入申込書類の簡素化（▲30%）

6

WAM 独立行政法人福祉医療機構

# 評価項目6 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

評価シート  
P15～P19

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	A (3.75)	S (4.50)	S (4.66)	S (4.57)	A (4.37)

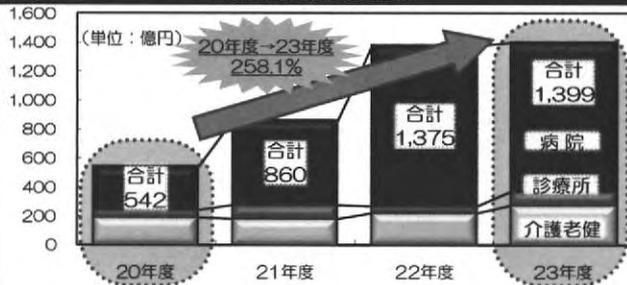
## 医療貸付事業に係る政策適合性

WAM 国の医療政策に即して医療の基盤整備を支援

医療サービスを安定的に提供する基盤整備

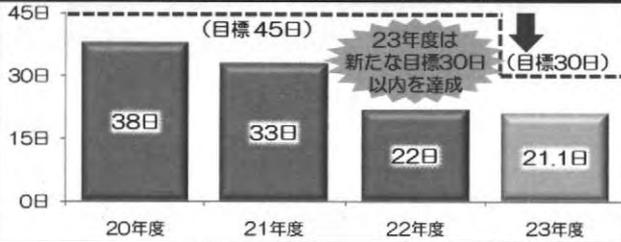
東日本大震災への対応	復旧のための融資を迅速かつきめ細かく対応 ☑ 貸付利率の一定期間無利子化等
病院等の耐震化整備	医療施設の耐震化を推進 ☑ 融資率の引上げ、貸付利率の引下げ
介護基盤の緊急整備	介護サービス基盤の整備を推進 ☑ 融資率の引上げ、貸付利率の引下げ
緊急的な経営資金	医療施設の安定経営を支援 ☑ 貸付限度額の引上げ、償還期間の延長

## 貸付契約状況の推移



## 審査・資金交付業務の事務処理期間短縮

審査処理期間の推移 (20～23年度)



資金交付処理期間については、2,894件すべてにおいて、請求後15営業日以内に資金交付を実施 (20～23年度累計)

## 利用者サービスの向上

平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆療養病床転換に係る会議等開催</li> <li>◆他団体と協力した融資相談会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆利用者の視点に立った融資のごあんない (パンフレット) の改正</li> </ul>
平成22年度	平成23年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆個別訪問相談の実施 (意見交換・専門的アドバイス)</li> <li>◆個人保証の免除制度の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一部削除及び一部電子化による借入申込書類の簡素化 (▲5%)</li> </ul>

7

WAM 独立行政法人福祉医療機構

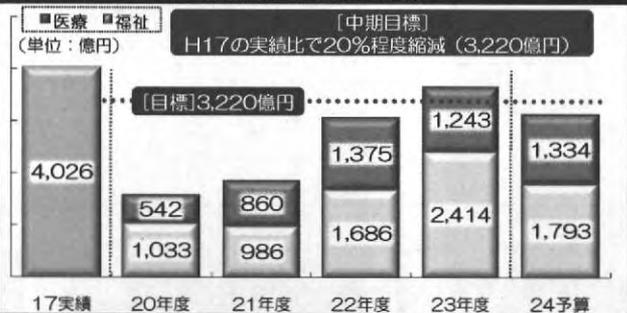
# 評価項目7 福祉医療貸付事業（債権管理）

評価シート  
P20～P22

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	B (3.00)	B (3.16)	B (3.16)	B (3.14)	B (3.12)

## 新規融資額の縮減に対する取組状況

新規融資額実績の推移



※東日本大震災に係る資金を除く

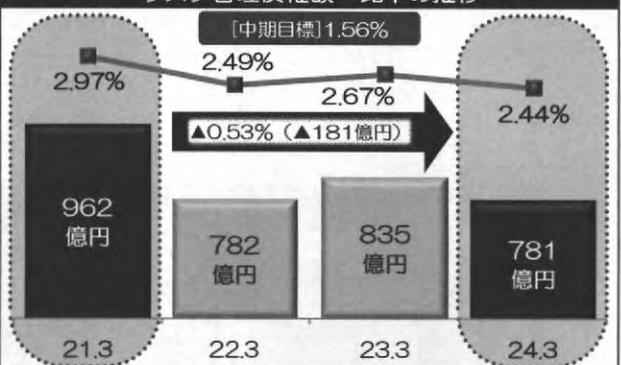
区分	福祉貸付	医療貸付	合計	縮減率 (%)
H20	1,033億円	542億円	1,576億円	▲60.9%
H21	986億円	860億円	1,846億円	▲54.1%
H22	1,686億円	1,375億円	3,061億円	▲24.0%
H23	2,414億円	1,243億円	3,657億円	▲9.2%
H24 (予算)	1,793億円	1,334億円	3,127億円	▲22.3%

※新規融資の増加要因

安心こども基金 (H20)、介護基盤緊急整備・医療施設耐震化整備 (H21) 等の需要が大幅に増大

## リスク管理債権比率

リスク管理債権額・比率の推移



※東日本大震災に係る返済猶予貸付分を除く

区分	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23年度末
リスク管理債権比率	2.97%	2.49%	2.67%	2.44%
破綻先債権	0.24%	0.21%	0.15%	0.16%
6か月以上延滞債権	1.10%	0.82%	0.87%	0.88%
3か月以上延滞債権	0.14%	0.09%	0.09%	0.01%
貸出条件緩和債権	1.49%	1.37%	1.56%	1.38%
リスク管理債権 (億円)	962	782	835	781
総貸付残高 (億円)	32,423	31,452	31,335	32,023

8

WAM 独立行政法人福祉医療機構

## 評価項目8 福祉医療経営指導事業

評価シート  
P23~P26

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	A (4.00)	A (3.83)	A (4.00)	A (4.00)	A (3.96)

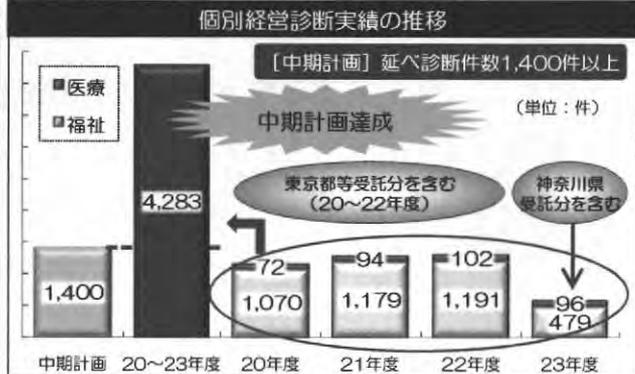
### ■ 集団経営指導（セミナー）の開催実績



#### 事務・事業の見直しの基本方針の適正な実施

- 民間と競合する業務は廃止する。  
☞ セミナーについて、貸付事業と密接に連携し、平成23年度から施設整備の事業計画の立案等に資する内容に組み替え
- 医療経営指導のノウハウについて、民間へ普及を行うことを検討する。  
☞ 民間金融機関に対するヒアリングを平成23年度から実施し、平成24年度試行に向けて普及方法等を検討

### ■ 個別経営診断の実績等



#### ＜診断メニューの多様化・経営指標の拡大＞

平成20年度	・一般療養中間型病院の簡易経営診断を開始
平成21年度	・保育所の経営指標を試作
平成22年度	・保育所の経営指標を策定
平成23年度	・保育所の簡易経営診断を開始 ・「経営指標自己チェックシート」（病院・特養等の無料自己診断システム）を構築

9

WAM 独立行政法人福祉医療機構

## 評価項目9 社会福祉振興助成事業

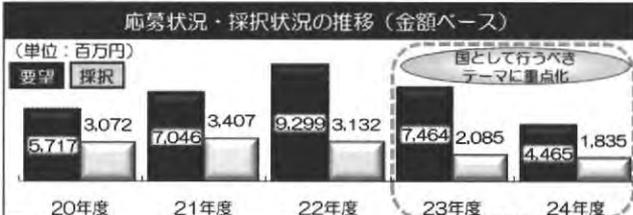
評価シート  
P27~P32

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	A (3.87)	A (3.91)	A (4.00)	A (3.85)	A (3.91)

### ■ 助成事業の審査・採択

#### 社会福祉振興助成事業へ移行

- 長寿・子育て・障害者基金は、平成21年11月の行政刷新会議事業仕分けにより、基金を全額国庫返納し、22年度事業費から毎年度補助金による予算措置に変更
- 事務・事業の見直しの基本方針に適正に対応し、23年度事業から助成対象テーマを児童虐待防止や貧困対策など国として行うべきものに限定



### ■ 事後評価の実施とその反映

#### ＜助成事業終了時点での評価＞

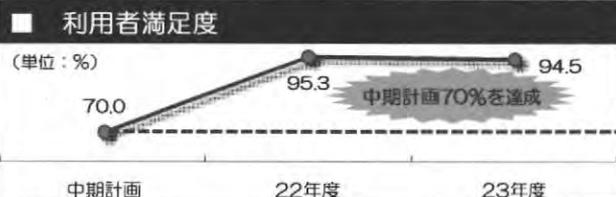
審査・評価委員会で定めた評価方針に基づき実施

＜自己評価＞ 全事業を対象に 助成先団体が実施	＜ヒアリング評価＞ 複数委員の協議 等により実施	＜書面評価＞ ヒアリング評価の対象 とならなかった事業を 機構事務局が実施
-------------------------------	--------------------------------	--

#### ＜最終評価結果＞

助成対象テーマの 見直し	評価結果の公表	特に優れた事業を紹介 (HP、事業報告会等)
-----------------	---------	---------------------------

募集要領・選定方針の見直しに反映



10

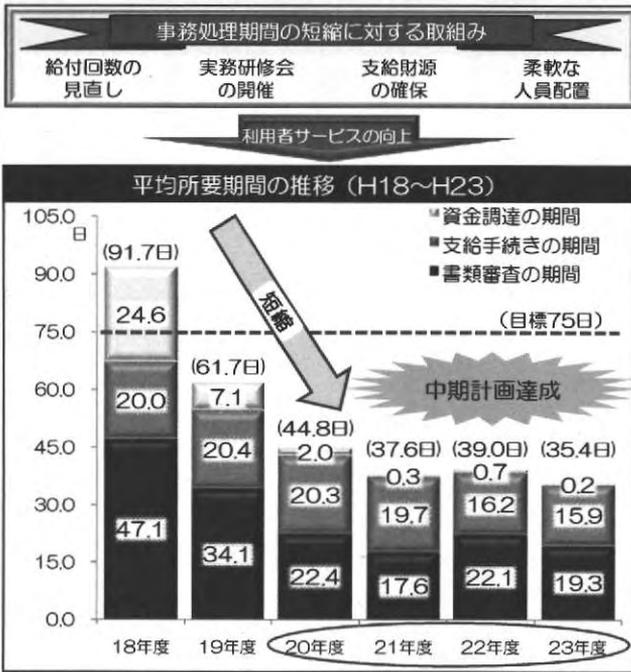
WAM 独立行政法人福祉医療機構

# 評価項目10 退職手当共済事業

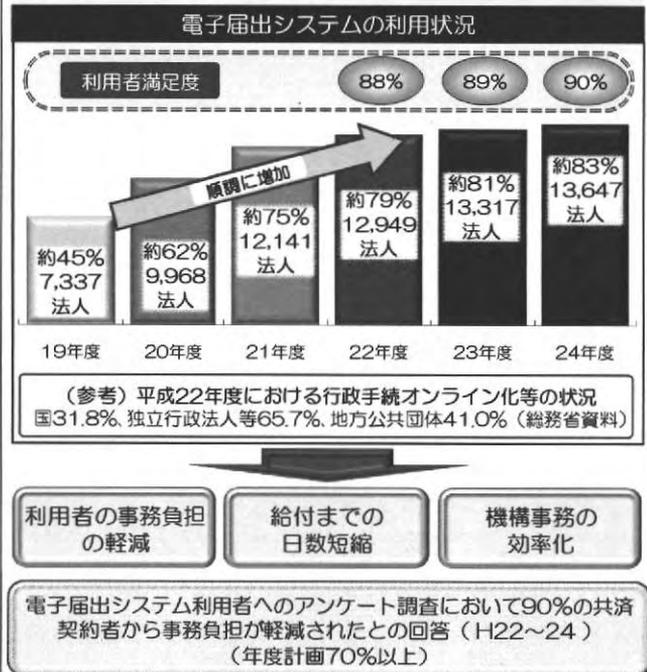
評価シート  
P33~P34

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	S (4.62)	S (4.66)	S (4.50)	S (4.85)	S (4.66)

## ■ 退職手当金給付事務の平均処理期間短縮



## ■ 提出書類の電子届出化等



11

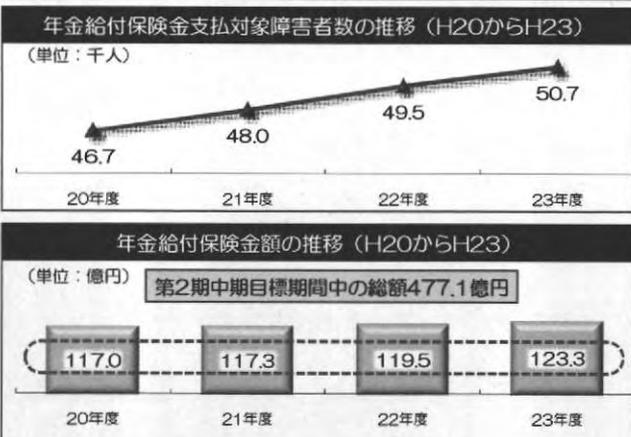
WAM 独立行政法人福祉医療機構

# 評価項目11 心身障害者扶養保険事業

評価シート  
P35~P41

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	B (3.00)	B (3.16)	B (3.16)	B (3.00)	B (3.08)

## ■ 保険対象加入者数等の実績

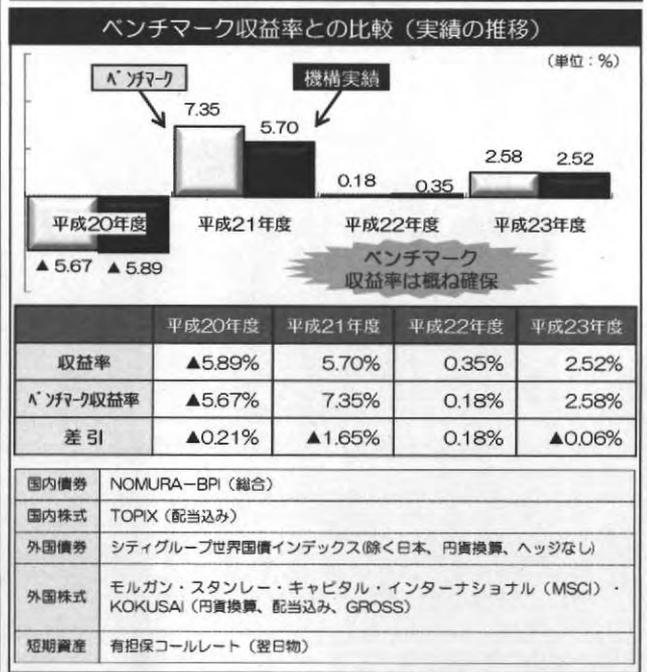


## 財務状況の検証と公表

毎年度、外部有識者からなる「財務状況検討会」を開催し、各年度決算を踏まえ財政の健全性を検証する「心身障害者扶養保険財務状況将来予測」を実施

検証結果については、厚生労働省、地方公共団体、障害者関係団体等に対し報告するとともに機構ホームページにて公表

## ■ 各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差



12

WAM 独立行政法人福祉医療機構

## 評価項目12 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET)

評価シート  
P42~P43

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	B (3.25)	A (3.66)	A (3.83)	A (4.00)	A (3.69)

### WAM NETにおける提供情報の等の重点化

事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

規模縮小

提供情報の重点化取組状況

#### ◆国と競合する情報◆

行政資料の直接掲載

廃止

厚生労働省のホームページ  
へリンクする方法に見直し  
利用者の利便性に配慮

#### ◆民間と競合する情報◆

ワムネットプラスの掲載

廃止

WAM NET本体にパナー  
広告の掲載スペースを新設  
することによりパナー広告  
収入を確保

### 提供情報の質の向上

「被災地支援団体用掲示板」コーナーを新設し、東日本大震災における被災地情報を提供、支援団体の情報共有に寄与

機構開催の施設経営セミナー等の講演内容を集約した概要コラムについて、わかりやすく、適正に情報を提供

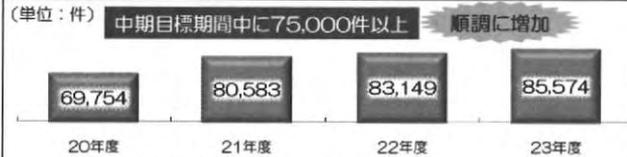
### 利用者数及び利用者満足度の向上

年間ヒット（アクセス）件数

年度	年間ヒット（アクセス）件数	備考
平成20年度	1,354万件	
平成21年度	1,412万件	
平成22年度	1,349万件	高水準を確保
平成23年度	2億12万件	高水準を確保

※平成23年度から中期計画を変更

利用機関登録数



利用者満足度



## 評価項目13 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

評価シート  
P44~P46

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	A (3.62)	A (3.83)	A (4.00)	A (3.71)	A (3.79)

### 無理のない返済に配慮した制度の運用

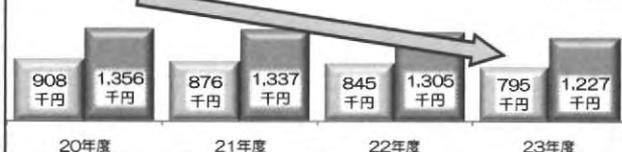
＜平成22年2月の制度取扱変更の内容＞

- ① 資金の必要性等の確認強化（金融機関窓口において資金の必要性を確認）
- ② 満額返済の廃止（定額返済のみとし、定額を返戻）
- ③ 返済回数の増加（12回以内⇒15回以内）
- ④ 貸付条件変更制度の導入（1回あたりの返済額について変更可能）

＜平成23年12月の制度取扱変更の内容＞

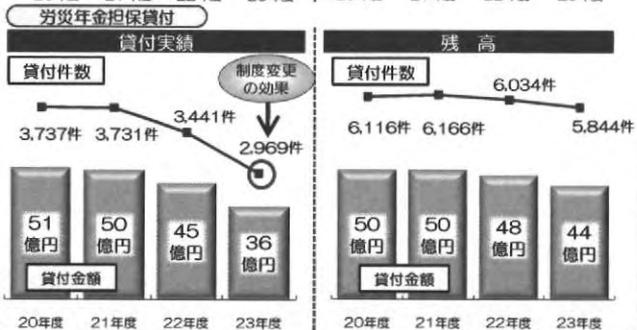
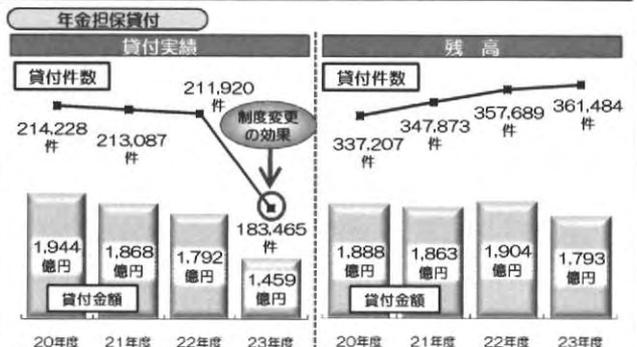
- ① 融資限度額の引下げ（年間の年金支給額の1.2倍以内⇒1.0倍以内）
- ② 返済額の上限定（1回の年金支給額の範囲内⇒2分の1以内）
- ③ 資金使途区分の変更  
 資金使途10区分、融資限度額250万円  
 ⇒ 資金使途8区分、臨時生活資金：限度額100万円  
 その他の資金：限度額250万円
- ④ 生活保護に関する利用制限強化  
 生活保護受給中の利用制限に加え、年金担保融資を利用中に生活保護を受給した者については、生活保護廃止後5年間は融資利用不可

1人あたりの平均貸付額は減少 ※年担 ※労担



＜貸付条件変更承認件数＞平成22年度：3,556件／平成23年度：2,179件

### 融資実績の推移

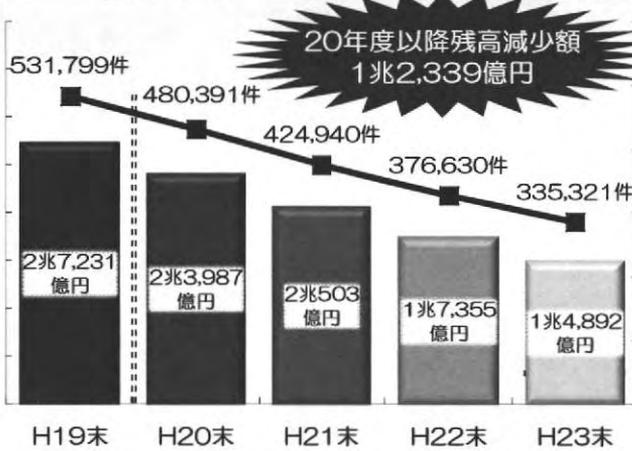


評価項目14 承継年金住宅融資等債権管理回収業務  
及び承継教育資金貸付けあっせん業務

評価シート  
P47~P49

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	A (3.62)	A (3.83)	A (4.00)	A (3.85)	A (3.83)

■ 融資残高と融資残高件数の推移



【年金特別会計への納付額】 (単位: 億円)

区分	H18年度分	H19年度分	H20年度分	H21年度分	H22年度分	H23年度分
元本分	4,424	5,647	3,241	3,481	3,140	2,457
利息分	1,283	1,114	913	780	668	566
合計	5,707	6,761	4,154	4,261	3,809	3,023

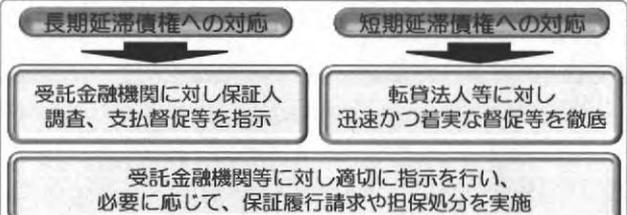
■ 適時的確な債権回収

解放を予定している貸付先への対応	返済条件の変更措置の実施等	東日本大震災への対応
関係行政機関及び受託金融機関と協議のうえ、受託金融機関への債権譲渡等により債権回収を実施	返済条件の変更措置 ローン返済困難者に対する返済条件変更 民事再生法の適用による返済条件の変更を実施	返済条件の変更及び猶予措置 返済条件変更措置の拡充 139件 平成23年9月約定の返済猶予措置の実施 111件

生活の安定を支援しつつ  
将来の元利金の返済を確保

延滞債権の発生抑制

■ 延滞債権への対応



15

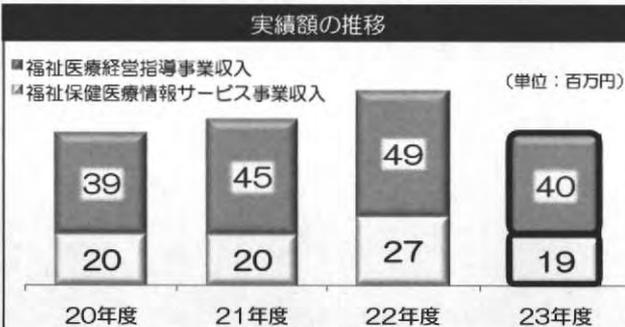
WAM 独立行政法人福祉医療機構

評価項目15 財務内容の改善に関する事項

評価シート  
P50~P52

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	A (3.87)	A (3.83)	A (4.00)	A (3.71)	A (3.85)

■ 運営費交付金以外の収入の確保



※平成23年度における自己収入の確保

◆経営指導事業収入◆

事務・事業の見直しの基本方針に基づき、セミナー内容の見直しを行うとともに、開催回数は平成22年度と比較し減少したが、各セミナーにおいて募集定員の増加を図った結果、一定水準の自己収入を確保

◆福祉保健医療情報サービス事業収入◆

事務・事業の見直しの基本方針に基づき、一部コンテンツを廃止したが、福祉医療広告ページの新設やバナー広告募集を行い、一定水準の自己収入を確保

■ 財投機関債の発行による資金調達

区分	一般勘定 (10年債)	年担勘定 (3年債)	合計
平成20年度	100億円	540億円	640億円
平成21年度	100億円	340億円	440億円
平成22年度	200億円	590億円	790億円
平成23年度	330億円	670億円	1,000億円
合計	730億円	2,140億円	2,870億円

※一般勘定は福祉医療貸付事業、年担勘定は年金担保貸付事業の貸付原資に充当

■ 保有資産の見直し

事務・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定) に基づき適切に対応

22年度	23年度	24年度以降
戸塚宿舍 長寿・子育て・障害者基金 (金銭納付)	公庫総合運動場 千里山田宿舍 (現物納付)	東久留米宿舍ほか (72戸)

16

WAM 独立行政法人福祉医療機構

# 評価項目16 人事に関する事項

評価シート  
P53~P54

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	暫定評価
評価結果	A (4.00)	A (3.83)	A (4.00)	A (4.00)	A (3.96)

## ■ 人事評価制度の運用

### ◆人事評価制度導入の効果◆

個人目標の明確化により、  
職員の意識改革と業務管理の向上

職員の努力が賞与に反映される  
ことにより、職員の士気の向上

16年度 制度の導入

⋮

20年度 評価結果を昇給へ反映（査定昇給制度導入）  
・賞与支給率の差の更なる拡大

21年度 引き続き、評価結果を昇給、賞与へ反映

22年度 引き続き、評価結果を昇給、賞与へ反映  
コンピテンシー評価の見直し  
（コスト意識・無駄排除及び制度改善に関する取組を高く評価）

23年度 引き続き、評価結果を昇給、賞与へ反映  
（平成23年6月期の賞与より、評価結果の反映の更なる拡大）

評価結果を適切に反映

## ■ 研修の充実

専門家等による  
研修の充実

資格取得支援制度  
の導入・実施

役職に応じた  
研修メニュー  
の充実

## ■ 人員に関する指標

### 第2期中期目標期間

区分	H20 年度末	H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末
期初の 常勤職員数	299人以内			
期末の 常勤職員数	250人	260人	254人	249人

期末の常勤職員数を期初の100%以内とする目標  
を達成

### 《参考：第1期中期目標期間》

区分	H15 年度末	H16 年度末	H17 年度末	H18 年度末	H19 年度末
期初の 常勤職員数	264人	265人		299人	
期末の 常勤職員数	254人	252人	250人	270人	256人

（注1）平成18年度において承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴い34人を承継  
（注2）独立行政法人の組織・業務の見直し等に伴い、平成18年度途中及び平成19年4月の職員採用を  
見合わせた。

**独立行政法人福祉医療機構の  
中期目標期間の業務実績の暫定評価結果  
(案)**

平成 24 年 8 月 16 日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1 中期目標期間（平成 20 年度～平成 24 年度）の業務実績について

### （1）評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

本評価は、平成 20 年 4 月に厚生労働大臣が定めた第 2 期中期目標（平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月）全体の業務実績についての評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等へ反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

当機構に対しては、特殊法人から独立行政法人となった経緯を踏まえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 23 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日制定、平成 22 年 5 月 31 日改正同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）等も踏まえ、暫定評価を実施した。

なお、福祉医療機構の業務は非常に多岐にわたり、それぞれの業務の性質が異なっていることを特記しておきたい。

### （2）中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、福祉医療機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の貸付けを行うこと」という当機構の設立目的に照らし、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営体制の効率化については、福祉医療機構では、平成 20 年 10 月に地域の福祉と医療の向上を目指し、経営理念である民間活動応援宣言を策定し、その具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を着実に推進していることが認められる。また、国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、継続的に業務運営体制を見直すとともに、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を実施した。さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、福祉医療機構の総力を挙げてさまざまな支援を行うなど、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

平成 17 年度において構築した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき、効果的かつ効率的な業務運営の実施を図るとともに、その運用を通じ、是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進し、また、内部統制の取組の一環として、リスク対応計画の策定、法令等の遵守に関する規程の制定及びコンプライアンス委員会の設置など、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防

措置を講じるなどガバナンス態勢の強化を図った。

各事業における業務実績を見ると、福祉医療貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備、病院の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

さらに、退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間が過去最短となるとともに中期計画の目標値を大きく短縮し、利用者サービスの向上を図っている。また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者から寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができており、共済契約者の事務負担軽減が図られるとともに、福祉医療機構の事務の効率化も図られたことが認められる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2 具体的な評価内容

### (1) 法人全体の業務運営の改善に関する措置について

#### ① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

福祉医療機構では、平成20年10月に地域の福祉と医療の向上を目指し、経営理念である民間活動応援宣言を策定し、その具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を着実に推進していることが認められる。

具体的な取組みとしては、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うとともに、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示し、同時に組織内のイントラネットを通じて、全職員に対して発信し、業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

特に、東日本大震災への対応については、同会議において、東日本大震災からの復旧・復興への支援策の検討等を的確に行うとともに、更なる迅速な対応を図るため、新たに「役員連絡会」を立ち上げ、同連絡会を毎週開催するなど、組織内での情報の共有化や問題意識の統一を徹底し、平成23年8月には、理事長の指示に基づき、関係部からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を設置し、東日本大震災事業者再生支援機構への対応等について検討を実施するなど、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

また、継続的に業務運営体制を見直すとともに、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を実施した結果、平成20年度から平成23年度までの4年間において、理事ポスト▲1名、部長ポスト▲2名、次長ポスト▲1名、課長ポスト▲9名を削減するなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進し、さらに、平成24年4月の組織改正においては、新たな法人制度に向けた組織体制の整備を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減（課長ポスト▲2名）することを決定した。

さらに、民間活動応援宣言の具体化に向けて、多岐にわたる事業を横断的に総括する民間活動応援本部を設置するなど、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化し業務の効率的な運営を図った。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る

事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

## ② 業務管理とリスク管理の充実

QMSに基づき、定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視（モニタリング）を行うことにより、効果的かつ効率的な業務運営の実施を図るとともに、その運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進した。

また、内部統制の取組の一環として、リスク対応計画の策定、法令等の遵守に関する規程の制定、コンプライアンス委員会の設置、意見提案箱の設置及び内部通報制度の策定など、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどガバナンス態勢の強化を図った。

さらに、福祉医療貸付事業においては、毎年度の決算データに基づき、ALM分析を実施し、貸付金の回収と借入金の返済とのキャッシュフローのミスマッチを把握し、将来の金利変動リスクによる財務への影響を確認した。

個人情報保護の取組みについては、個人情報の保護に関する法律に基づき、その徹底を図るとともに、情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ対策に関する各種規程に基づき、その対策の充実を図った。

以上のように、継続的な改善活動を推進するとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、今後導入される金融庁検査への対応を踏まえ、ガバナンスの更なる高度化に向けた取組みに期待する。

## (2) 業務運営の効率化に関する措置について

### ① 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成19年度に策定した「業務・システムの最適化計画」に基づき、福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図った。

また、福祉保健医療情報サービス事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）を踏まえ、平成23年7月に改定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成23年12月に次期システムに係る設計・開発事業者を選定し、次期システムの構築に着手した。

さらに、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）及びCIO補佐官を中心として、情報化推進計画等を策定し、情報システムの運用管理体制の向上を図るとともに、情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るための外部研修の受講や福祉医療機構の職員のITスキル向上を図るためのCIO補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修の実施を通じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図った。

以上のように、業務・システム最適化計画を着実に推進し、情報化の推進を図るなど中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

### ② 経費の節減

一般管理費等の節減については、中期目標期間の最終事業年度となる平成24年度に

において、平成 19 年度予算と比べて 15.5%程度の額を節減するという目標に対して、事務所賃料や印刷費、電気使用料等を削減するとともに、システム関連経費の抑制等により、平成 23 年度において 23.3%の額を節減した。

人件費の削減については、業務の効率化等により常勤職員数を抑制した結果、平成 23 年度において中期計画における人件費削減目標（6%）を上回る 14.5%の人件費削減を行うとともに、毎年度、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その結果と今後講ずる措置を福祉医療機構のホームページ上で公表した。

なお、福祉医療機構の給与水準（ラスパイレス指数（地域・学歴勘案））が国に比べて若干高くなっていることについては、管理職比率が高いこと及び民間の金融部門における給与実態を勘案していることといった定量的な理由に基づくものであるが、管理職比率については、中期目標期間中に大幅な管理職削減を実施してきており、今後も引き続き適正水準に向けた取組みを期待する。

さらに、随意契約の適正化については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、平成 22 年 4 月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定、公表し、同計画に基づき、適切に随意契約の適正化を推進し、より一層の競争性、透明性の確保を図った結果、平成 23 年度において、競争性のない随意契約が 6 件となり、同計画における目標（6 件）を達成することができた。また、契約に係る第三者の監視強化の観点から、契約審査会に監事の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について、チェックを受け、さらに、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を設置し、同委員会の点検を受け、改善状況をフォローアップし公表するなど、より一層の競争性、透明性の確保を図った。

以上のように、一般管理費等について予算の縮減幅を大幅に上回る節減を実施するとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約の適正化を着実に実施するなど、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

### **(3) 業務の質の向上に関する措置について**

#### **① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）**

国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策優先度の高い事業等に対して融資を実施した。その結果、平成 20 年度から平成 23 年度までの貸付審査件数は、老人福祉関係施設 1,889 件、児童福祉関係施設 1,635 件、障害者福祉関係施設 627 件、その他 115 件の合計 4,266 件となった。また、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援等に係る資金の融資について、特に政策上推進が必要とされたため、優遇措置等を講じ、円滑な施設整備を推進した。

東日本大震災への対応としては、国における平成 23 年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図り、また、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施することで被災施設等の復旧・復興を支援した。

また、利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、当機構、地方公共団体及び福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会を実施し、速やかに安定的な事業の実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備した。

さらに、協調融資制度については、平成 20 年度から同制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するとともに、同制度における覚書締結金融機関の拡大を図るため、

代理貸付の受託金融機関へ同制度の案内を行うなど、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。

審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができた。

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

## ② 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

当該事業については、国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い事業等に対して優先的に融資を実施した結果、平成 20 年度から平成 23 年度までの貸付審査件数は、病院 672 件、診療所 1,208 件、介護老人保健施設 284 件、その他 22 件の合計 2,186 件となった。また、病院の耐震化整備、介護基盤の緊急整備、療養病床の再編等に係る資金やセーフティネットとして、金融環境変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金について、優遇措置等を講じ、病院等に対する円滑な施設整備の推進及び安定的な経営を支援した。

東日本大震災への対応としては、国における平成 23 年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

また、利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、早期段階にて医療施設・介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を実施した。

さらに、審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができた。

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

## ③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

福祉医療貸付事業における新規融資額については、中期目標及び中期計画において、政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い、平成 24 年度予算における同事業の新規融資額を平成 17 年度における新規融資額の実績（4,026 億円）と比べて 20%程度縮減すること（3,220 億円）とされており、縮減を進めた。一方、その後の政策的必要性から、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所の整備等の融資を拡大し、平成 23 年度の新規融資額は 3,657 億円となった。

また、同事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達金利差を毎年度確保することができた。

同事業の貸付に係る債権については、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックした。

暫定評価期間中におけるリスク管理債権比率については、第 1 期中期目標期間中の

比率の平均1.56%を上回ったものの、福祉医療施設を取り巻く厳しい経営環境のもと、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、貸出条件緩和を積極的に実施し、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を支援した結果、平成23年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については2.44%（リスク管理債権額781億円）となり、第2期中期目標期間の初年度にあたる平成20年度末におけるリスク管理債権比率2.97%（リスク管理債権額962億円）と比較すると、0.53%（181億円）の減少を図ることができた。

なお、東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率（0.72%）を含めると3.16%となるが、福祉医療機構としては、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するため、被災直後に理事長以下役職員が現地を訪問のうえ、被災状況や返済猶予希望等の把握を行うとともに、福祉貸付部及び医療貸付部が実施した被災地における災害復旧資金の融資相談会に合わせて、既往貸付金の返済に関する個別相談を実施するなどし、返済猶予や貸付条件の緩和をするなど、積極的な支援を実施した。

昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、平成21年度以降、診療報酬及び介護報酬がプラス改正されたことにより、経営面の環境の変化が期待されるものの、それ以前における度重なる診療報酬及び介護報酬のマイナス改定や医療制度改革等の影響を受け、厳しい経営環境が続いている。

一方で、医療・福祉分野は、日本再生戦略において新たな成長を目指す重点分野とされ、2020年までに50兆円の需要創造と284万人の雇用創造が目標に掲げられている。このため、福祉医療機構においては、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、融資対象の重点的な拡大や貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。

#### ④ 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、年間のセミナー実施計画を機構のホームページに掲載するなど、受講希望者の受講機会の確保に努めるとともに、受講者アンケート調査結果に基づき、機構発の経営情報発信強化（経営指標に関する講義時間拡大）等を実施するなど、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者等に提供し、セミナーに関する開催内容の告知、延べ受講者数及び満足度指数については、中期計画に定めた目標を達成した。

個別経営診断については、診断メニューの多様化及び経営指標の拡大を図り、施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるよう経営支援を行い、個別経営診断の診断実績については、積極的なPR活動などを実施した結果、中期計画に定めた目標を達成するとともに、個別経営診断の申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間についても、中期計画に定めた目標を達成した。

なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づき、平成23年度より福祉医療機構のセミナーについては、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、福祉医療機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、福祉医療機構の貸付事業と密接に連携し独自性が発揮できるように内容を組み替え、また、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及するための具体的な手法等を検討することから、民間事業者が、どのような病院・医療経営指導のノウハウを必要としているかを把握するため、民間金融機関（13行）に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告として取りまとめ、平成24年度の試行に向けた準備を行った。

以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況を的確な診断を実施しており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## ⑤ 社会福祉振興助成事業

当該事業については、平成22年度から新しい助成制度となったことを踏まえ、国と協議のうえ、新たな助成区分及び直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや重点助成分野を設定した募集要領を毎年度策定し、機構ホームページ等で公表した。

また、東日本大震災の被災地支援については、被災地の状況を現地で把握し、発災直後の救命期の後に必要となるNPOやボランティアなどによる中長期的な支援活動を支えるため、国と協議したうえで、平成23年6月～7月にかけて「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点的を置いた平成23年度2次募集を行い、被災地においてNPO等が行う活動に対して積極的に対応した。さらに、平成24年度分助成事業の募集においては、被災地域の状況やニーズを踏まえ、NPO等が様々な団体等と連携・協働して、地域・コミュニティ主体の復旧・復興に取り組む活動に対して引き続き重点的に支援することとした。これらの支援については、職員が積極的に現地に赴き、被災地域の状況やニーズを把握し、被災地のNPOセンター、連携復興センター、ボランティアセンターなどと協議してあらためて協力関係を構築するとともに、被災地支援のあり方や方向性、地元との連携・協働の重要性やその方法などについて議論するシンポジウムを開催することなどを通して、単に助成金を配分するだけでなく、多面的な支援を行った。

助成事業の審査、採択については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、毎年度、審査項目や審査基準等を見直した新たな選定方針を策定し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、福祉医療機構ホームページにおいて公表し、当該選定方針に基づき、審査・評価委員会において審査、採択した。なお、助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合及び助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間については、中期計画に定めた目標を達成した。

また、助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価手法により重層的な総合評価を行い、その結果を助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させるとともに、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価コメントを各助成先団体に対してフィードバックした。

また、助成事業の成果（効果）として、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業の確保及び助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査については、中期目標及び中期計画に定めた目標を達成した。

さらに、事業効果の高い優れた助成事業については、ヒアリング評価結果等を踏まえて選出し、その事業概要や効果をホームページで公表するだけでなく、事業評価報告書や機構月刊広報誌「WAM」にも掲載するとともに、その助成事業の成果を普及し、各地で実施される民間福祉活動がより高い効果を発揮することができるよう、事業効果の高かった助成事業について紹介する事業報告会を開催し、広く周知を図った。

特に、東日本大震災の被災地支援に関して、今後、中・長期的に必要なとされるNPOなどによる被災地支援のあり方や方向性、特に地元との連携・協働の重要性やその方法などについて提案することを目的として、東日本大震災復興対策本部の職員による講演及び現地で活動する助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告しディスカッションするシンポジウムを開催したが、当日の様子は、NHKニュースで紹介されるなど、広くその内容が周知されるとともに、95.4%の参加者から「良かった」との回答を得た。

以上のように、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度のPDCAサイクルが機能しており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。

## ⑥ 退職手当共済事業

当該事業については、利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮を図るため、給付回数の見直しや事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行うなどの改善を図った結果、平均処理期間が中期計画の目標値を大幅に上回る実績をあげた。

また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、共済契約者の事務負担の軽減を図るため、電子届出システムを利用する共済契約者から寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、利用率は83%と非常に高い水準となるとともに、利用者アンケート調査において、90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができるなど、共済契約者の事務負担軽減が図られるとともに、福祉医療機構の事務の効率化も図られたことが認められる。

さらに、東日本大震災への対応としては、専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、被災された地域の348法人に連絡をとり、うち要望のあった21法人に対し、掛金納付期限の延長を認める措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

以上のとおり、利用者サービスの向上を図るとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

## ⑦ 心身障害者扶養保険事業

当該事業については、毎年度、外部有識者からなる財務状況検討会を開催し、事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、各年度の決算を踏まえた財務状況の検証を行い、同検討会の報告書を取りまとめ、厚生労働省、地方公共団体、障害者関係団体等の関係者へ報告及び情報の公表等を行うことにより、事業の透明性の確保を図った。

心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、毎年度概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保したが、平成21年度を除いて、平成23年度までの運用実績が厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.80%）を確保することができなかったこと、また、年金受給者が増加したこと等に伴う年金債務（年金の現価相当額）の増加等によって、心身障害者扶養保険責任準備金が増加した影響等により、年金資産額の増加が責任準備金の増加を下回ることとなったため、平成23年度末における繰越欠損金については、約132億円となっている。

なお、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを期待する。

## ⑧ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

当該事業については、提供情報の向上に資するため、都道府県や国と連携を図り、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の最新の情報を迅速に提供したほか、機構開催の施設経営セミナー及び厚生労働省で開催された審議会等の講演内容をわかりやすく集約した概要コラムを作成のうえ掲載することにより、掲載情報の充実を図った。特に、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与した。

また、見直しの基本方針に基づき、平成 23 年 4 月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止したが、行政資料については、利用者の利便性に配慮し、厚生労働省のホームページへリンクする方法で引き続き情報提供を行った。さらに、年間ヒット（アクセス）件数、利用機関登録数及び利用者満足度については、中期計画に定めた目標を達成しており、幅広い利用者に対して有益な情報を提供していることが認められる。

以上のように、提供する情報の質の向上を図ることにより、利用者の利便性の向上を実現しており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、引き続き、厚生労働省とも調整を図りつつ、提供する情報の更なる質の向上とコストの削減に取り組んでいただくことを期待する。

## ⑨ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施するため、平成 22 年 2 月に制度取扱を変更し、さらに、見直しの基本方針に基づき平成 23 年 12 月に制度取扱を変更した。また、平成 22 年 2 月に導入した返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する貸付条件承認を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与した。さらに、ホームページ、リーフレット等に多重債務者に対する専門相談機関への相談勧奨、相談先を明記するとともに、平成 23 年 12 月の制度取扱い変更にあわせて、借入申込書類にも注意を促すためのごあんないを追加した。

貸付金利の設定にあたっては、独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映するとともに、中期目標期間中において損益が均衡するよう貸付金利を設定し、安定的で効率的な業務運営を実施した。

東日本大震災への対応としては、平成 23 年 4 月の返済分を一律猶予するなどの対応を図るとともに、専用のフリーダイヤルによる特別相談窓口を設けるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

なお、当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において検討を行うこととされているが、福祉医療機構においては、平成 23 年 12 月からの制度取扱変更後の実施状況を把握し、国において行われる検討作業の基礎資料を提供するための、協議を国と行った。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## ⑩ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

当該業務については、その回収金が国への納付により将来の年金給付の財源となることを踏まえ、貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時実施するなど、適切な債権管理を図った。また、平成 21 年 12 月に施行された中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）の趣旨を踏まえ、ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）を図るなど、延滞債権の発生の抑制に努めていることが認められる。

さらに、東日本大震災への対応としては、返済相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る元利金の返済猶予等、250 件の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

#### **(4) 財務内容の改善等について**

予算、収支計画及び資金計画等については、中期目標及び中期計画に基づき適正に実施している。また、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、各事業において、一定水準の自己収入を確保した。さらに、財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施したこと等により、市場において優位性の確保を図り、かつ適切な発行条件により円滑な資金調達を行った。

保有資産の見直しについては、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付または国庫納付の手続きを進めていることが認められる。なお、平成24年度以降に国庫納付することとされた保有資産が適切に国庫納付されるよう、当委員会としては、引き続きその取組み状況を注視していくこととする。

以上のように、一般管理費等の節減、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

#### **(5) その他業務運営に関する措置について**

人事評価制度の適正な運用を行い、職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、評価結果を人事及び給与等に反映することにより、士気の高い組織運営を図った。また、人材の育成については、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、福祉・医療分野における専門家等を招いた研修の開催及び専門性の高い職員を育成・確保するための資格取得支援制度の導入・実施により、職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。さらに、人員に関する指標については、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の100%以内となり、中期計画に定めた目標を達成した。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(案)

独評発第 号  
平成 年 月 日

独立行政法人福祉医療機構  
理事長 長野 洋 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員長 猿田 亨男

厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職に係る  
業務勘案率について

平成24年6月27日付け総総第0627001号により依頼のあった退職  
役員の業務勘案率については、下記のとおり決定したので通知する。

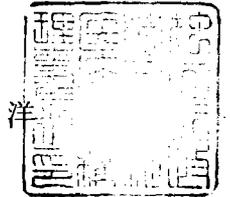
記

理事 堀口 善教 業務勘案率は1.0とする

総総第 0627001 号  
平成 24 年 6 月 27 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員長 猿田 享男 様

独立行政法人福祉医療機構  
理事長 長野



独立行政法人福祉医療機構の役員の退職について

平成 23 年 9 月 30 日付けで当機構の次の役員が退職いたしましたので、その退職  
手当に係る業績勘案率の算定をお願いいたします。

記

氏名	堀口 善教
役職	理事
在職期間	(監事) 平成 18 年 7 月 11 日から平成 21 年 3 月 31 日 (理事) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで

以上

## 独立行政法人福祉医療機構の役員の退職金に係る業績勘案率（案）

### 1. 退職役員について

- (1) 氏 名：堀口 善教（ほりぐち よしのり）
- (2) 役 職：独立行政法人福祉医療機構 理事
- (3) 在職期間：平成 18 年 7 月 11 日から平成 23 年 9 月 30 日

### 2. 業績勘案率の算定について

- (1) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が実施された期間の評価結果に基づく算定

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
法人の中期目標期間及び 年度業績勘案率（別添 1）	1.59	1.50	1.44	1.48	1.48
平均値の分類	X	X	Y	Y	Y
各分類に対応する率	1.5	1.5	1.0	1.0	1.0

- 在籍月数：63 か月  
(平成 18 年度 9 か月、平成 19 から 22 年度各 12 か月、平成 23 年度 6 か月)

- (2) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が未実施の期間の実績に基づく算定

平成 23 年 4 月から平成 23 年 9 月までの間については、年度評価が未実施であるが、当該期間の実績（別添 2）と平成 22 年度の評価結果等を比較考量すると、平成 22 年度の評価結果に遜色ないとみなすことができる。

- 平均値の分類：X
- 各分類に対応する率：1.5
- 在職月数：63 か月

- (3) 業績勘案率の計算式（在籍月数合計 63 か月）

$$(1.5 \times 6 + 1.5 \times 12 + 1.5 \times 12 + 1.0 \times 12 + 1.0 \times 12 + 1.0 \times 9) \div 63 = 1.2$$

- (4) 役員の在職期間における目的積立金の状況

目的積立金は積んでいない

- (5) 退職役員に係る職責事項についての申出

特になし

- (7) (1) ~ (5) までによる業績勘案率の試算

1.0

## 個別項目に関する評価結果<福祉医療機構>

区 分	平成22年度		
	平均	評価結果	対応率
第1 1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	5.00	S	2.0
第1 2 業務管理(リスク管理)の充実	4.50	S	2.0
第2 1 業務・システムの効率化と情報化の推進	4.00	A	1.5
第2 2 経費の節減	4.00	A	1.5
第3 1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)	4.66	S	2.0
第3 2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)	4.66	S	2.0
第3 3 福祉医療貸付事業(債権管理)	3.16	B	1.0
第3 4 福祉医療経営指導事業	4.00	A	1.5
第3 5 社会福祉振興助成事業	4.00	A	1.5
第3 6 退職手当共済事業	4.50	S	2.0
第3 7 心身障害者扶養保険事業	3.16	B	1.0
第3 8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)	3.83	A	1.5
第3 9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	4.00	A	1.5
第3 10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務	4.00	A	1.5
第4、5、6、7 財務内容の改善に関する事項	4.00	A	1.5
第8 人事に関する事項	4.00	A	1.5
年度業績動案率の平均値			1.59

区 分	平成21年度			平成20年度		
	平均	評価結果	対応率	平均	評価結果	対応率
第1 1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	4.16	A	1.5	4.12	A	1.5
第1 2 業務管理(リスク管理)の充実	3.83	A	1.5	4.00	A	1.5
第2 1 業務・システムの効率化と情報化の推進	3.83	A	1.5	3.62	A	1.5
第2 2 経費の節減	3.83	A	1.5	3.87	A	1.5
第3 1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)	4.00	A	1.5	3.87	A	1.5
第3 2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)	4.50	S	2.0	3.75	A	1.5
第3 3 福祉医療貸付事業(債権管理)	3.16	B	1.0	3.00	B	1.0
第3 4 福祉医療経営指導事業	3.83	A	1.5	4.00	A	1.5
第3 5 長寿・子育て・障害者基金事業(透明で公正な助成の実施)	4.00	A	1.5	4.00	A	1.5
第3 6 長寿・子育て・障害者基金事業(事後評価と助成事業の成果の普及)	3.83	A	1.5	3.75	A	1.5
第3 7 退職手当共済事業	4.66	S	2.0	4.62	S	2.0
第3 8 心身障害者扶養保険事業	3.16	B	1.0	3.00	B	1.0
第3 9 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)	3.66	A	1.5	3.25	B	1.0
第3 10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	3.83	A	1.5	3.62	A	1.5
第3 11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務	3.83	A	1.5	3.62	A	1.5
第4、5、6、7 財務内容の改善に関する事項	3.83	A	1.5	3.87	A	1.5
第8 人事に関する事項	3.83	A	1.5	4.00	A	1.5
年度業績動案率の平均値			1.50			1.44

区 分	平成19年度			平成18年度		
	平均	評価結果	対応率	平均	評価結果	対応率
第1(1)効率的な業務運営体制の確立	4.25	A	1.5	4.00	A	1.5
第1(2)業務管理の充実	3.13	B	1.0	3.75	A	1.5
第1(3)業務運営の効率化に伴う経費削減	3.88	A	1.5	3.88	A	1.5
第2(1)①福祉医療貸付事業(業務運営の効率化)	3.75	A	1.5	3.88	A	1.5
第2(1)②福祉医療貸付事業(業務の質の向上)	3.88	A	1.5	4.00	A	1.5
第2(2)①福祉医療経営指導事業(業務運営の効率化)	4.13	A	1.5	3.88	A	1.5
第2(2)②福祉医療経営指導事業(業務の質の向上)	3.88	A	1.5	3.88	A	1.5
第2(3)①長寿・子育て・障害者基金事業(業務運営の効率化)	3.88	A	1.5	4.00	A	1.5
第2(3)②長寿・子育て・障害者基金事業(業務の質の向上)	4.13	A	1.5	4.13	A	1.5
第2(4)退職手当共済事業	4.00	A	1.5	3.63	A	1.5
第2(5)心身障害者扶養保険事業	3.63	A	1.5	3.00	B	1.0
第2(6)①福祉保健医療情報サービス事業(業務運営の効率化)	3.50	A	1.5	3.88	A	1.5
第2(6)②福祉保健医療情報サービス事業(業務の質の向上)	3.50	A	1.5	3.88	A	1.5
第2(7)①年金担保貸付事業(業務運営の効率化)	3.63	A	1.5	3.75	A	1.5
第2(7)②年金担保貸付事業(業務の質の向上)	3.88	A	1.5	3.63	A	1.5
第2(8)①労災年金担保貸付事業(業務運営の効率化)	3.63	A	1.5	3.88	A	1.5
第2(8)②労災年金担保貸付事業(業務の質の向上)	3.75	A	1.5	3.75	A	1.5
第2(9)承継年金住宅融資等債権管理回収業務(10)承継教育資金貸付けあつせん業務	3.63	A	1.5	3.88	A	1.5
第3、4、5、6 財務内容の改善に関する事項	3.88	A	1.5	3.75	A	1.5
第7 人事に関する事項	4.00	A	1.5	3.75	A	1.5
年度業績動案率の平均値			1.48			1.48

# 独立行政法人福祉医療機構の 組織・業務全般の見直し当初案について

平成24年8月16日  
厚生労働省

## ■ 制度及び組織の見直しの基本方針

### 具体的措置（実施事項）

- 平成23年5月に、独立行政法人通則法改正案が国会提出され中期目標達成法人として、法人の内部ガバナンスの強化等の共通ルールが改正条文に盛り込まれた。
- 平成24年度において、更なるガバナンス態勢の構築に備えるため、各部横断的なメンバーで構成した金融庁検査準備室等を新設し、リスクアセスメント等を実施した。

### 見直しの方向性

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）を踏まえ、金融庁検査を導入するとともに、監査機能及びリスク管理機能等を強化することで、顧客保護等管理態勢や信用リスク管理態勢を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図る。

### <参考> 事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築

～新たな法人制度に共通するルールの整備～

<b>組織</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主務大臣の是正命令等の必要な措置</li> <li>・監事に対する調査権限の付与等によりガバナンスを強化 等</li> </ul>	<b>評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主務大臣が一貫して目標設定、評価</li> <li>・存続性が認められない場合、主務大臣が法人廃止を判断 等</li> </ul>
<b>財務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業別の積算等を公表、予算と実績の乖離を把握</li> <li>・国の財源に依存しない経営を促進 等</li> </ul>	<b>透明性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開を強化。関連会社等への再就職を法律により規制</li> <li>・事業別のセグメント情報の充実 等</li> </ul>

### 【機構が講ずべき措置】

- 中期目標達成法人とする。
- 金融業務については、会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能の強化等を図るとともに、金融庁検査の導入及び高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。
- 福祉医療政策の動向や金融経済の環境を注視しつつ、政策金融業務を行う既存の法人と同様の法人形態への将来的な移行も含め、その業務や組織の在り方について、引き続き適時に見直しを行う。

## ■ 福祉貸付事業

### 具体的措置（実施事項）

#### ◆福祉貸付事業の政策適合性

国における介護基盤緊急整備、子育て支援のための保育所の整備など増大する利用者ニーズに適切に対応した。

平成20年度貸付契約額 1,033億円  
→ 平成23年度 2,447億円

#### ◆審査期間の短縮

審査業務の平均処理期間について、平成23年度においては27.8日となり、中期計画に定められた処理期間30日以内を達成した。（平成23年度に75日以内から30日以内に中期計画を変更）

#### ◆申請書類の簡素化

平成22年度に、申請書類の一部削減及び施設種別ごとに提出させていた書類の一元化などの見直しを実施し、平成23年度から対前年度比30%以上の簡素化を図った。

#### ◆東日本大震災への取組み

現地での個別相談会、関係者との意見交換会等（22回）を通じ被災状況を把握するとともに、災害復旧資金等の優遇融資により迅速かつきめ細かに対応した。

### 見直しの方向性

#### ◆政策的優先度に応じた融資の展開

##### ・日本再生戦略への対応

「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、医療・福祉分野は、新たな成長を目指す重点的分野とされていること、財政投融资の積極的な活用を図るとされていることに鑑み、政策投資として求められている役割（使命）を果たすため、融資対象の重点的な拡大等を行う。

##### ・東日本大震災への対応

東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。

#### ◆協調融資制度の充実

民間金融機関が融資を行う際、社会福祉法人が基本財産を担保提供するにあたっては、所轄庁承認が必要となるが、機構と協調融資を行うことで、その承認が不要となる。民間資金の一層の活用のため、社会福祉法人に融資するノウハウがない民間金融機関に機構の保有するデータ等を提供しつつ、引き続き協調融資金融機関の拡大を図る。

#### ◆融資相談の強化

事業計画の早い段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、審査処理日数の維持を図る。

2

## ■ 医療貸付事業

### 具体的措置（実施事項）

#### ◆医療貸付事業の政策適合性

国における病院の耐震化整備、介護基盤緊急整備など増大する利用者ニーズに適切に対応した。

平成20年度貸付契約額 542億円  
→ 平成23年度 1,399億円

#### ◆審査期間の短縮

審査業務の平均処理期間について、平成23年度においては21.1日となり、中期計画に定められた処理期間30日以内を達成した。（平成23年度に45日以内から30日以内に中期計画を変更）

#### ◆申請書類の簡素化

平成22年度に、申請書類の一部削減及び一部電子化などの見直しを実施し、平成23年度から対前年度比5%以上の簡素化を図った。

#### ◆東日本大震災への取組み

現地での個別相談会、関係者との意見交換会等（35回）を通じ被災状況を把握するとともに、災害復旧資金等の優遇融資により迅速かつきめ細かに対応した。

### 見直しの方向性

#### ◆政策的優先度に応じた融資の展開

##### ・日本再生戦略への対応

「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、医療・福祉分野は、新たな成長を目指す重点的分野とされていること、財政投融资の積極的な活用を図るとされていることに鑑み、政策投資として求められている役割（使命）を果たすため、融資対象の重点的な拡大等を行う。

##### ・東日本大震災への対応

東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。

#### ◆融資相談の強化

事業計画の早い段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、審査処理日数の維持を図る。

3

## ■ 福祉医療経営指導事業

### 具体的措置（実施事項）

- 平成22年度において、民間コンサルタント等が実施するセミナー内容を調査し、民間と競合する業務を廃止し、平成23年度から施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等、機構の独自性を発揮したテーマに重点化したセミナーを開催した。
- 平成23年度において、民間金融機関に対するニーズ調査を実施し、ノウハウ普及のためのプログラム案を策定した。

### 見直しの方向性

平成25年度以降も引き続き、重点化したセミナーを開催するとともに、共同セミナーやブロック会議において情報提供等ノウハウの普及を図る。  
また、東日本大震災などの災害や厳しい経済環境の下で、経営が厳しい状態となっている施設への経営指導・支援を実施する。

## ■ 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET）

### 具体的措置（実施事項）

- 平成23年度において、国と重複する行政資料や民間と競合するワムネットプラス（福祉用具・機器情報等掲載）を廃止した。平成24年10月から介護サービス情報公表制度の見直しに伴い介護事業者情報の掲載を廃止する。
- 平成23年7月に業務・システム最適化計画を改定し、事業規模縮小及びコスト削減を目的に、システムの全面的な刷新を行った。

### 見直しの方向性

平成25年度以降も引き続き基本方針での指摘を踏まえ、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、効率的なシステム運用を行う。

4

## ■ 社会福祉振興助成事業

### 具体的措置（実施事項）

- 政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、児童虐待防止、貧困対策など国として行うべきものに限定した助成テーマに重点化した募集を行った。
- 外部有識者からなる助成事業審査・評価委員会により、募集要領、選定方針の策定、審査・採択の厳選化及びヒアリング調査等の事後評価を実施し、継続的改善を行っている。

### 見直しの方向性

毎年度、国が社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマを示し、当該テーマに重点化した助成事業によりNPO等への支援を実施する。

## ■ 退職手当共済事業

### 具体的措置（実施事項）

- 共済契約者である社会福祉法人の事務担当者に対する利用者アンケートに寄せられた意見、要望等の顧客ニーズを踏まえシステム改善等を図り利用者サービスの向上及び事務処理の効率化を図った。
- 平成24年度において計画課と給付課の統合により1課を廃止組織のスリム化を図るとともに、機構の各事業におけるパンフレット等の印刷物の同時発注等により調達における効率化を図りコスト削減を行った。

### 見直しの方向性

退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図る。  
また、平成25年度以降についても基本方針での指摘を踏まえ、電子届出システムの利用率の向上、届出書類の電子化及び簡素化を行うことにより、一層の事務処理の効率化を図る。

5

## ■ 心身障害者扶養保険事業

### 具体的措置（実施事項）

- 将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、外部有識者からなる財務状況検討会により、扶養保険事業の財政状況を検証し、公表している。
- 平成23年度においては、機構の各事業におけるパンフレット等の印刷物の同時発注等により調達における効率化を図りコスト削減を行った。

### 見直しの方向性

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等について、社会経済状況を踏まえて見直す。

## ■ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

### 具体的措置（実施事項）

- 当該事業については、十分な代替措置を講じたうえで廃止することとなっており、平成22年度において国が工程表を策定し、今後、廃止に向けた具体的な立案を行う。
- 見直しの基本方針に基づき、利用者にとって必要な資金が融資され、かつ、無理のない返済となるよう平成23年度から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施した。

### 見直しの方向性

基本方針に基づき、機構は、国が立案する計画に従って、国と連携し必要な対応、広報等を行うとともに、事業を実施する期間については、引き続き、利用者にとって必要な資金を貸し付けるとともに、無理のない返済となるよう配慮した審査等を行う。

6

## ■ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

### 具体的措置（実施事項）

- 平成22年度に住宅収納課を、平成24年度から住宅債権課を年金業務課に統合し、課長ポストの削減など継続的に組織のスリム化を図った。

### 見直しの方向性

業務終了の時期を見据え、不良債権等早期処理方策を策定・実施することで業務を縮小するとともに、引き続き効率的な業務運営等を図る。

7

## 日本再生戦略

(平成24年7月31日(火)閣議決定)

### 総論

#### 5. 「日本再生戦略」と予算編成との関係

- ③その際、財政投融資の積極的な活用や、税制改正及び規制改革、制度金融施策等を総合的に講じることによって、重点配分の実行性を担保する。

### Ⅲ. デフレ脱却と中長期的な経済財政運営

#### 1. デフレ脱却の道筋

##### (2) デフレ脱却に向けた政策の基本方向

- ・政府は、平成24・25年度を念頭に、2. に掲げるとおり「モノ」、「人」、「お金」をダイナミックに動かすため、規制・制度改革、予算・財政投融資、税制など最適な政策手段を動員し、平成25年度予算プロセス等において更に対応を具体化する。

#### 2. デフレ脱却と経済活性化に向けて重視すべき政策分野

##### (1) モノを動かす

- ・PFIの強力な推進、財政投融資の活用など、インフラ更新等の融資を促進する。

### Ⅳ. 日本再生のための具体策

#### 1. 政策実行の枠組み

##### (2) 政策実行手段の確保

- ・厳しい財政状況を踏まえ、財政投融資について、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、積極的な活用を図る。

#### 2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11の成長戦略と38の重点施策～

##### ③新たな資金循環による金融資本市場の活性化〔金融戦略〕

(重点的施策：政策金融・官民連携による資金供給の拡大)

- ・財政投融資について、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、今後積極的に活用する。